

公務災害の現況

～平成25年度認定分～

平成27年3月

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

目 次

1 公務災害の認定状況

(1) 概 要	1
(2) 職員区分別	2
(3) 傷病区分別	4
(4) 「負傷」による公務災害の認定事由別	5
(5) 「その他の疾病」による公務災害の認定事由別	5
(6) 団体種類別	6

2 公務上死亡災害の状況

(1) 概 要	7
(2) 団体種類別	8
(3) 職員区分別	9
(4) 年齢段階別	10
(5) 事故の型別	11
(6) 交通事故による公務上死亡災害の状況	12
(7) 公務上死亡災害の事例（平成25年度認定分）	13
(8) 公務上死亡災害の事例（事故の型別過去事例）	16

3 公務災害発生割合の高い職種の公務災害認定状況

(1) 概 要	20
(2) 清掃業務員	21
(3) 医師・歯科医師	23
(4) 調理員	25
(5) 警察官	27
(6) 看護師	29

4 統計表

統計表目次	31
-------	----

5 分類項目区分

分類項目	44
------	----

凡 例

1 本文中の認定件数は、当該年度中に公務上災害として認定された件数をいい、被災職員1人につき同一災害に係るものを1件として計上した。

2 本文中の千人率は、対象職員千人当たりの認定件数をいい、10万人率は、対象職員10万人当たりの公務上死亡者数をいい、次の式により算出している。

$$\text{千人率(件)} = \text{認定件数} \div \text{対象職員数} \times 1,000$$

$$\text{10万人率(件)} = \text{認定件数} \div \text{対象職員数} \times 100,000$$

3 職員区分は、地方公務員災害補償基金定款別表第2の職員区分によるものであり、「義務教育学校職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「警察職員」、「消防職員」、「電気・ガス・水道事業職員」、「運輸事業職員」、「清掃事業職員」、「船員」、及び「その他の職員」の9区分である。

この資料は、地方公務員災害補償基金で作成した「常勤地方公務員災害補償統計」及び「公務上死亡災害の発生状況」に関する調査結果を分析し、取りまとめたものである。

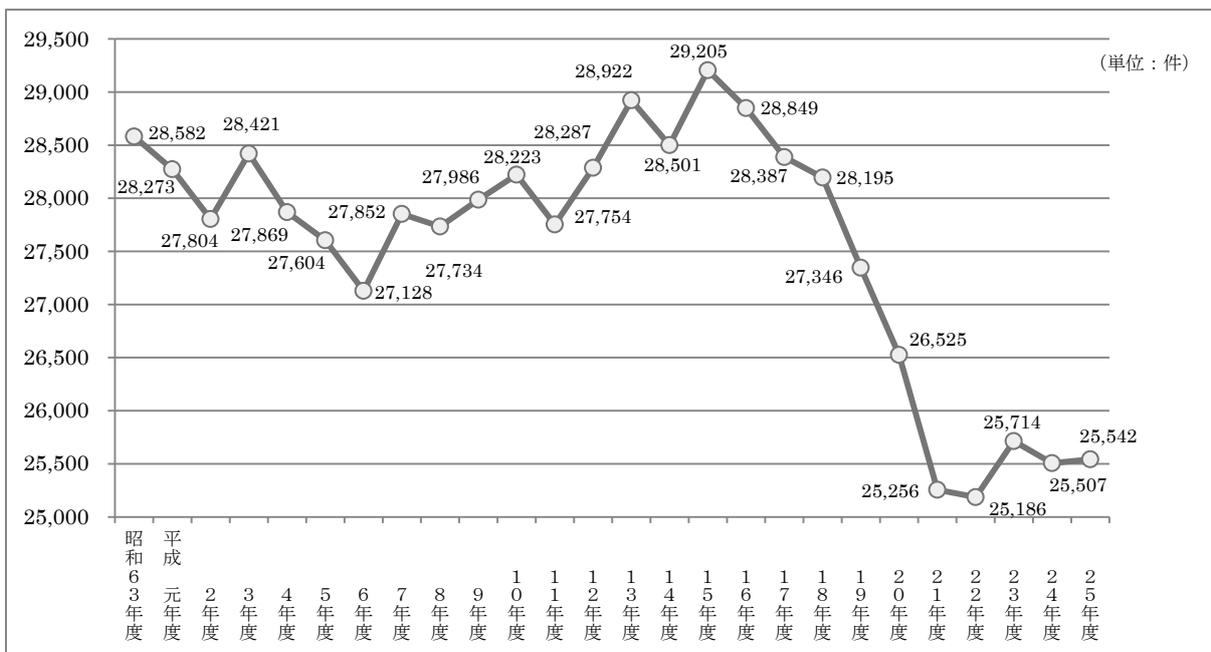
※ 各図表中における構成比の数値は、単位未満を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

1 公務災害の認定状況

(1) 概要 [統計表 第1表 参照]

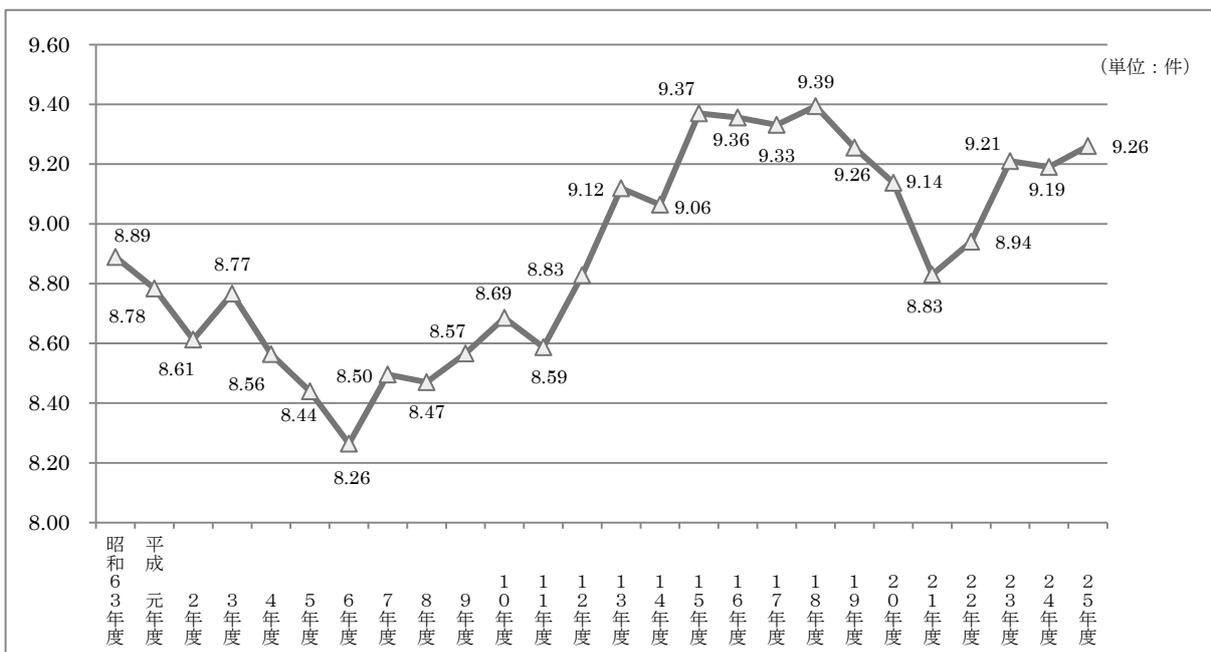
地方公務員災害補償基金が公務災害（通勤災害は含まない。以下同じ。）として認定した件数の推移をみると、昭和63年度から平成19年度までは27,000から29,000件台で推移してきたが、平成20年度以降は25,000から26,000件台で推移している。平成25年度は25,542件で前年度に比べ35件（0.1%）増加した。

図1 公務災害認定件数の推移



また、地方公務員数が毎年減少している状況を考慮して、職員千人当たりの公務災害認定件数でみると、平成25年度は9.26件で前年度に比べ0.07件（0.8%）増加した。

図2 公務災害認定件数（千人率）の推移



※千人率の基礎となる職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（教育長を含む）。

(2) 職員区分別 【統計表 第2表 参照】

平成 25 年度の公務災害認定件数を地方公務員災害補償基金による 9 職種別の職員区分で見ると、「その他の職員」が 9,154 件で全体の 35.8%と最も多く、次いで「警察職員」の 5,745 件 (22.5%)、「義務教育学校職員」の 4,412 件 (17.3%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の 2,967 件 (11.6%) などの順となっている。

図3 職員区分別公務災害認定件数

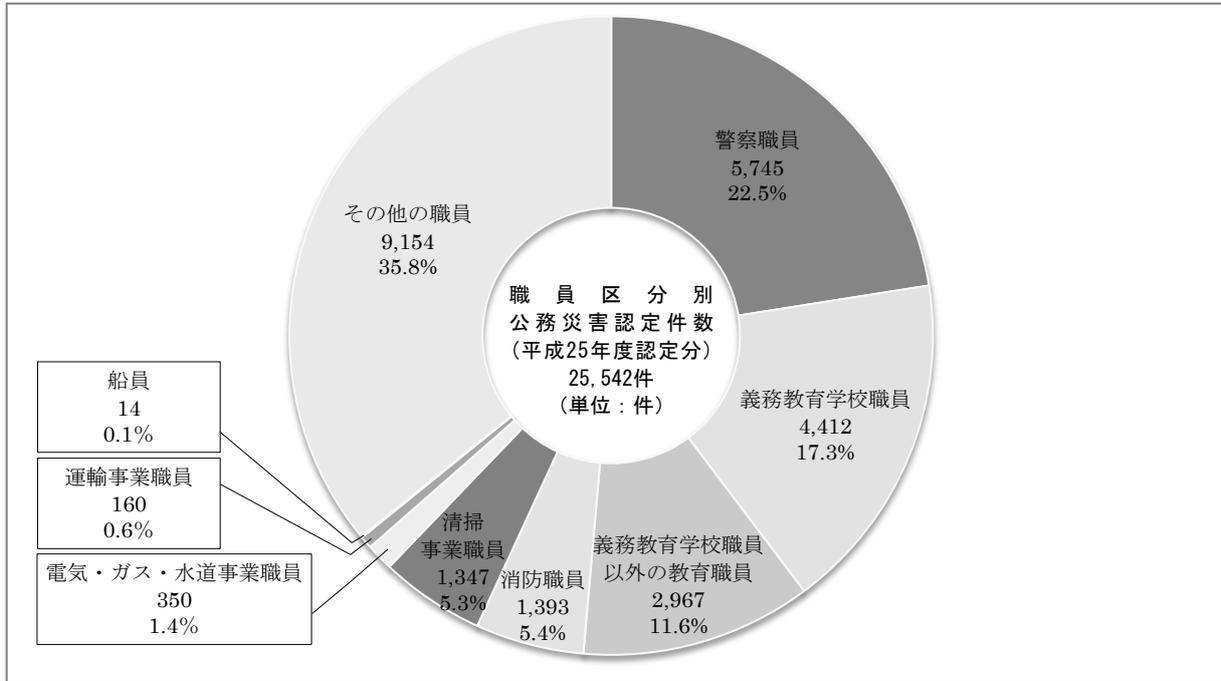
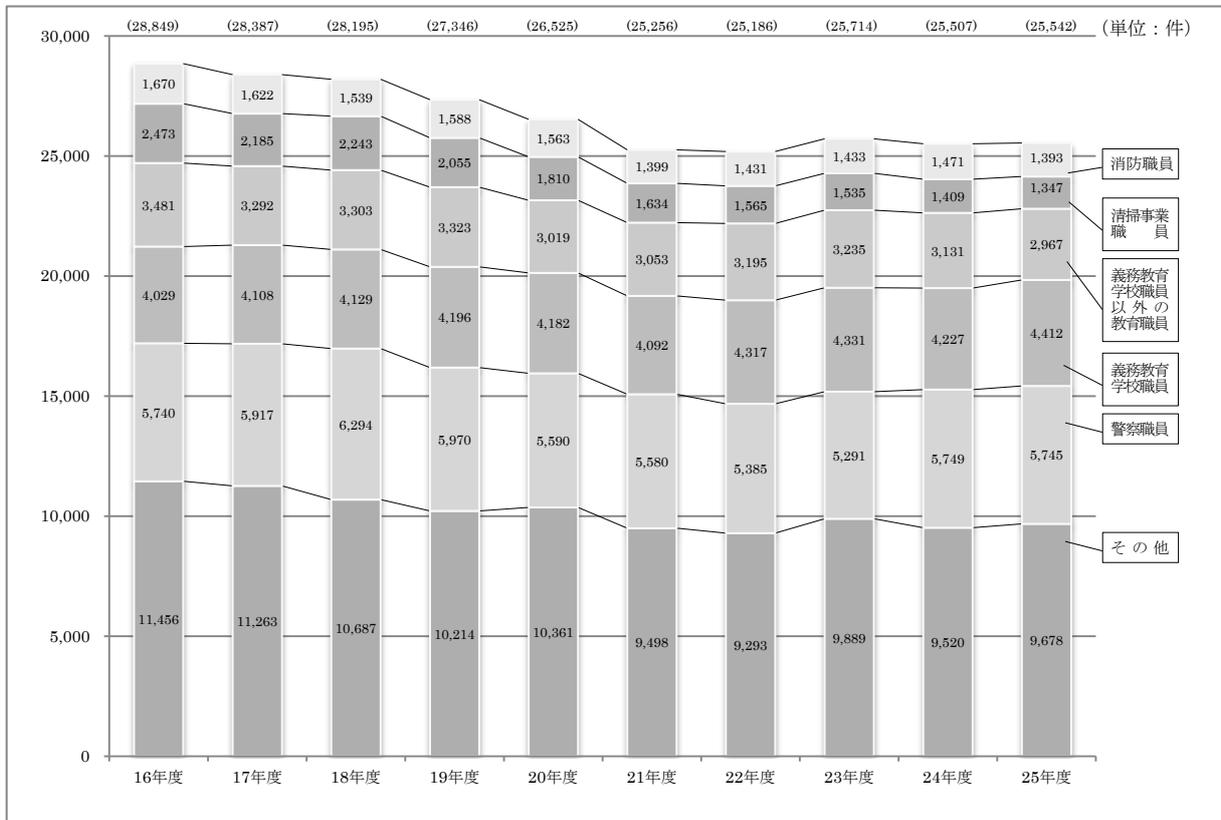


図4 職員区分別公務災害認定件数の推移

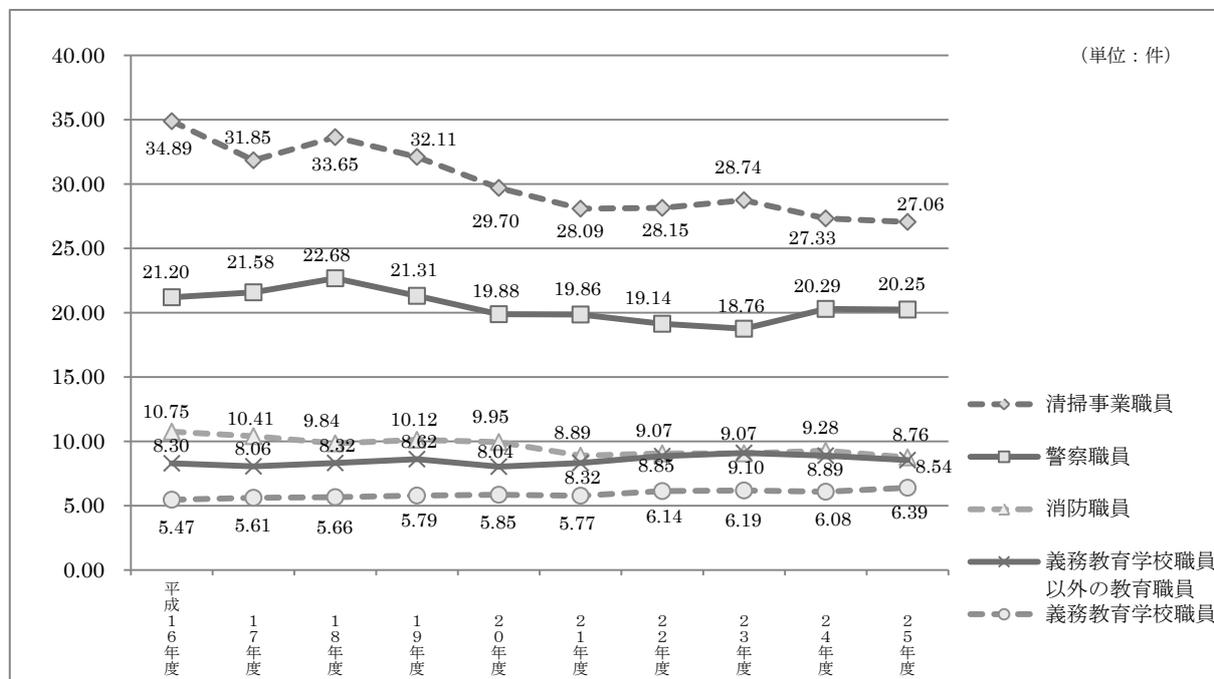


※「その他」…地方公務員災害補償基金定款別表第2の職員区分9区分のうち、「電気・ガス・水道事業職員」、「運輸事業職員」、「船員」及び「その他の職員」を合わせたもの。

また、職員区分別の千人率では、「清掃事業職員」が27.06件で最も高く、次いで「警察職員」の20.25件、「消防職員」の8.76件などの順となっている。

前年度と比較して「義務教育学校職員」で増加、「清掃事業職員」、「警察職員」、「消防職員」及び「義務教育学校職員以外の教育職員」で減少した。

図5 主な職員区分別公務災害千人率の推移



(注) 千人率の基礎となる職員数は、総務省「地方公務員給与の実態」及び同「地方公共団体定員管理調査結果」による。

表1 主な職員区分別千人率

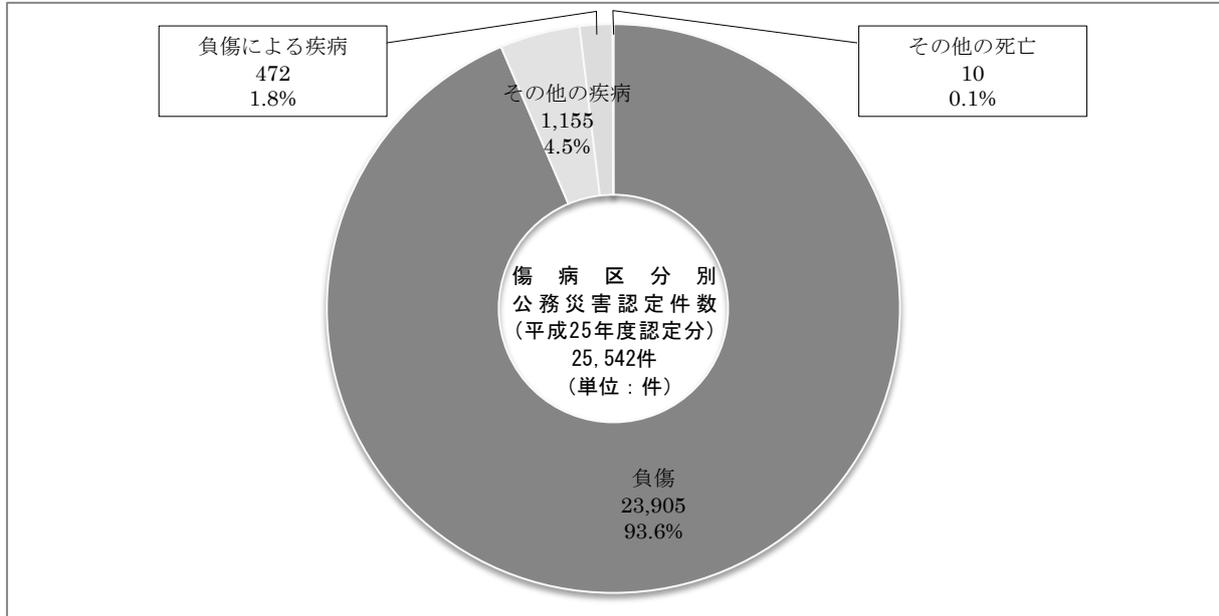
主な職員区分	対象職員数 (人)	公務災害件数 (件)	千人率 (件)
清掃事業職員	49,776	1,347	27.06
警察職員	283,644	5,745	20.25
消防職員	158,948	1,393	8.76
義務教育学校職員以外の教育職員	347,485	2,967	8.54
義務教育学校職員	690,042	4,412	6.39

(注) 対象職員数は、総務省「平成25年地方公共団体定員管理調査結果」による。

(3) 傷病区分別 【統計表 第3表 参照】

平成25年度の公務災害認定件数を傷病区分別にみると、「負傷」が23,905件で全体の93.6%と最も多く、次いで「その他の疾病」1,155件(4.5%)、「負傷による疾病」472件(1.8%)、「その他の死亡」10件(0.1%)の順となっている。

図6 傷病区分別公務災害認定件数



※「その他の疾病」は、負傷による疾病を除く疾病をいい、「その他の死亡」は、負傷又は疾病によらない死亡をいう。

職員区分別でみると、「負傷」では、「その他の職員」を除くと「警察職員」が5,550件で負傷全体の23.2%と最も多く、次いで「義務教育学校職員」の4,294件(18.0%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の2,854件(11.9%)などの順となっている。

「負傷による疾病」では、「その他の職員」を除くと「義務教育学校職員」が70件で負傷による疾病全体の14.8%と最も多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」の65件(13.8%)、「警察職員」及び「清掃事業職員」のそれぞれ56件(11.9%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他の職員」を除くと「消防職員」が172件でその他の疾病全体の14.9%と最も多く、次いで「警察職員」の139件(12.0%)、「清掃事業職員」の125件(10.8%)などの順となっている。

表2 傷病区分別・職員区分別公務災害認定件数

(件)

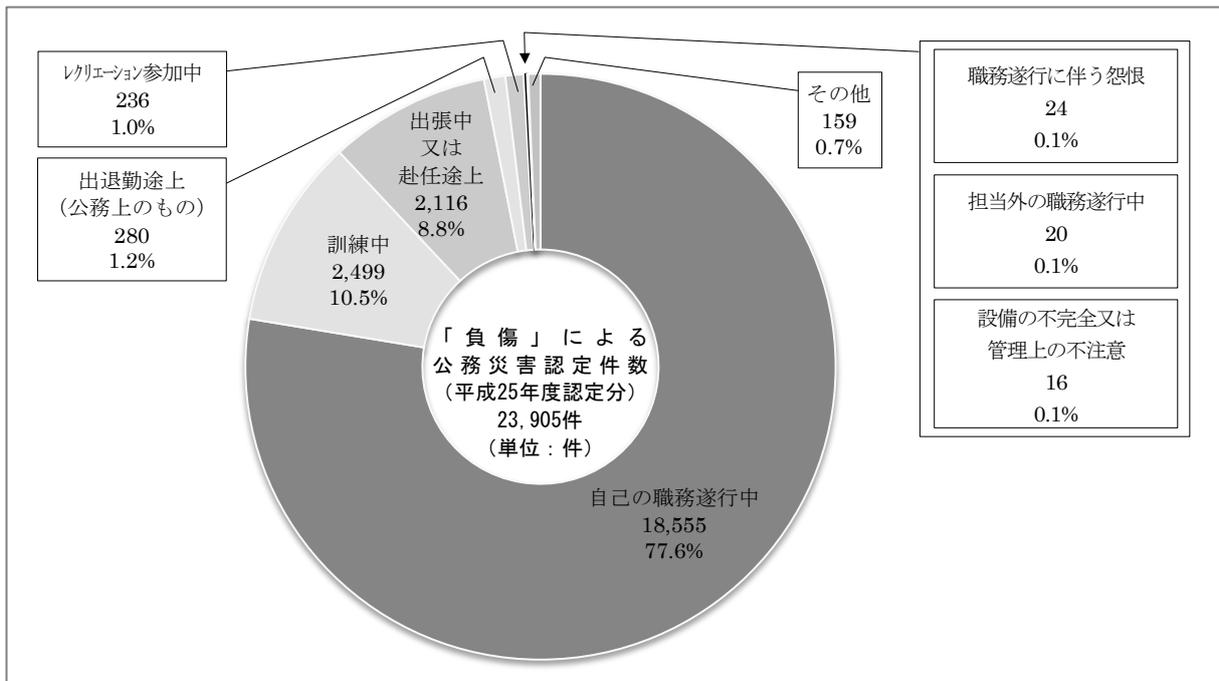
	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
負傷	4,294	2,854	5,550	1,174	315	148	1,166	14	8,390	23,905
負傷による疾病	70	65	56	45	15	8	56	0	157	472
その他の疾病	48	47	139	172	20	4	125	0	600	1,155
その他の死亡	0	1	0	2	0	0	0	0	7	10
合計	4,412	2,967	5,745	1,393	350	160	1,347	14	9,154	25,542

(4) 「負傷」による公務災害の認定事由別 [統計表 第3表 参照]

平成25年度の「負傷」による公務災害を認定事由別にみると、「自己の職務遂行中」が18,555件で負傷全体の77.6%を占め、次いで「訓練中」の2,499件(10.5%)、「出張中又は赴任途上」の2,116件(8.9%)、「出退勤途上(公務上のもの)」の280件(1.2%)、「レクリエーション参加中」の236件(1.0%)などの順となっている。

なお、「訓練中」の99%は「警察職員」及び「消防職員」が占めている。

図7 「負傷」による公務災害認定件数



(5) 「その他の疾病」による公務災害の認定事由別 [統計表 第3表 参照]

平成25年度の「その他の疾病」による公務災害を認定事由別にみると、「その他」を除くと「眼疾患」が150件でその他の疾病全体の13.0%を占め、次いで「呼吸器疾患」の120件(10.4%)、「腰痛」の118件(10.2%)などの順となっている。

表3 「その他の疾病」による公務災害の認定事由別件数

(件)

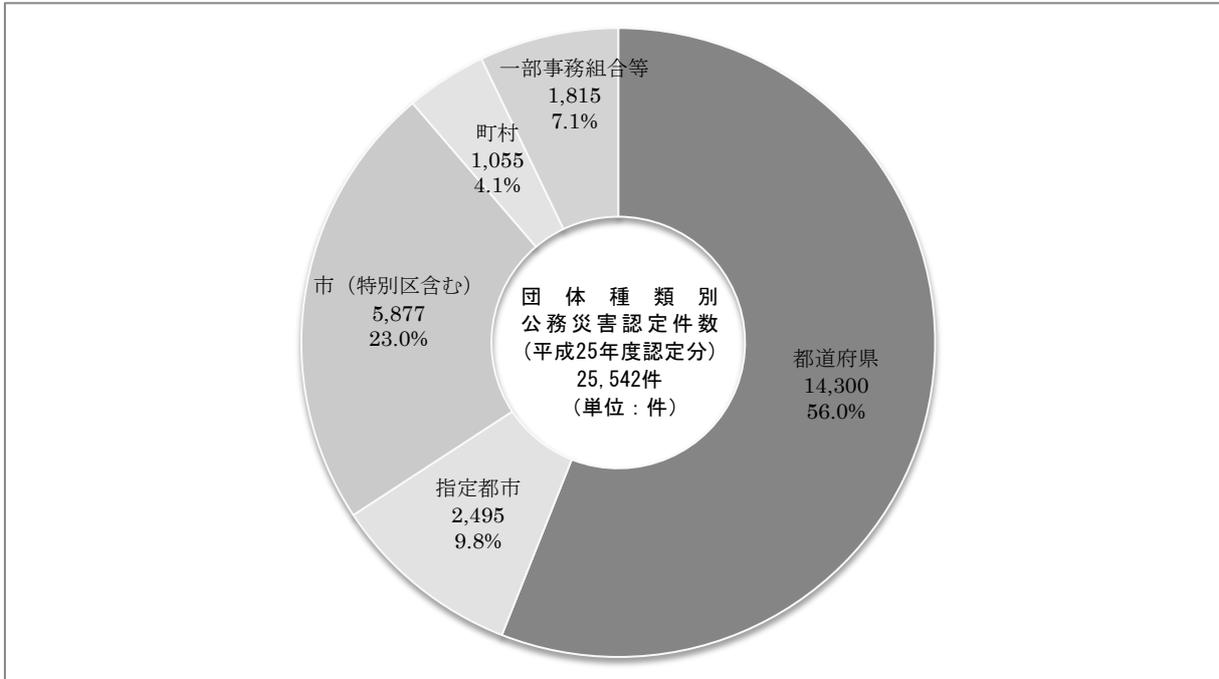
職業病	脳疾患	心疾患	精神疾患	呼吸器疾患	肝臓疾患	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	食中毒	腰痛	頸肩腕症候群	皮膚病	眼疾患	耳疾患	鼻疾患	その他	その他の疾病計
20	12	7	15	120	29	16	1	118	7	90	150	9	2	559	1,155
1.7%	1.0%	0.6%	1.3%	10.4%	2.5%	1.4%	0.1%	10.2%	0.6%	7.8%	13.0%	0.8%	0.2%	48.4%	100.0%

上段：公務災害認定件数、下段：その他の疾病の認定事由別割合(%)

(6) 団体種類別

平成 25 年度の公務災害認定件数を団体種類別にみると、「都道府県」が 14,300 件で全体の 56.0%と最も多く、次いで「市（特別区含む）」の 5,877 件（23.0%）、「指定都市」の 2,495 件（9.8%）、「一部事務組合等」の 1,815 件（7.1%）、「町村」の 1,055 件（4.1%）の順となっている。

図 8 団体種類別公務災害認定件数



職員区分別でみると、「都道府県」では「警察職員」が 5,745 件で都道府県全体の 40.2%、「指定都市」では「その他の職員」が 1,037 件で指定都市全体の 41.6%、「市（特別区含む）」では「その他の職員」が 3,968 件で市（特別区含む）全体の 67.5%、「町村」では「その他の職員」が 879 件で町村全体の 83.3%、「一部事務組合等」では「その他の職員」が 1,095 件で一部事務組合等全体の 60.3%を占め、それぞれ最も多くなっている。

表 4 団体種類別・職員種類別公務災害認定件数

(件)

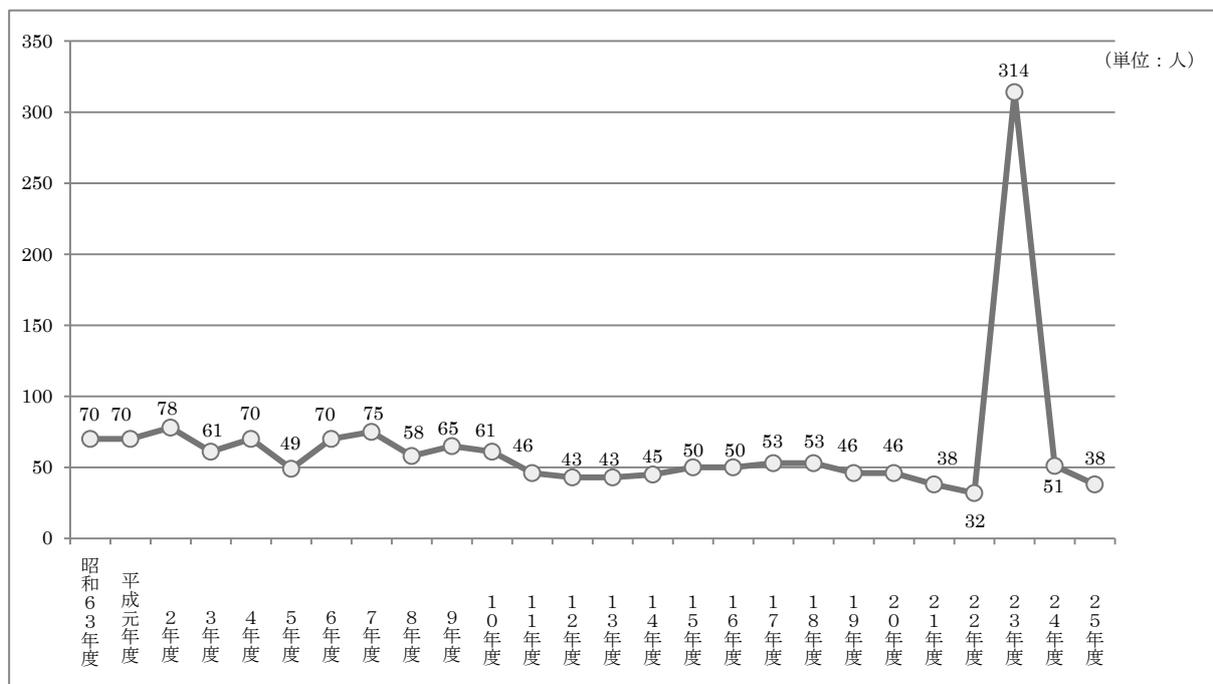
	義務教育 学校職員	義務教育 学校職員 以外の 教育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事業 職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その他 の 職員	合計
都道府県	4,412	1,853	5,745	51	38	16	-	10	2,175	14,300
指定都市	-	304	-	286	112	133	622	1	1,037	2,495
市（特別区含む）	-	526	-	579	153	11	637	3	3,968	5,877
町村	-	103	-	27	29	-	17	-	879	1,055
一部事務組合等	-	181	-	450	18	-	71	-	1,095	1,815
合計	4,412	2,967	5,745	1,393	350	160	1,347	14	9,154	25,542

2 公務上死亡災害の状況

(1) 概要

昭和 63 年度から平成 22 年度までの公務上死亡者数は、30 から 70 人前後で推移している。死亡者数が最も多いのは平成 2 年度の 78 人で、最も少ないのは平成 22 年度の 32 人となっている。平成 25 年度の公務上死亡者数は 38 人で前年度に比べ 13 人 (25.5%) 減少した。

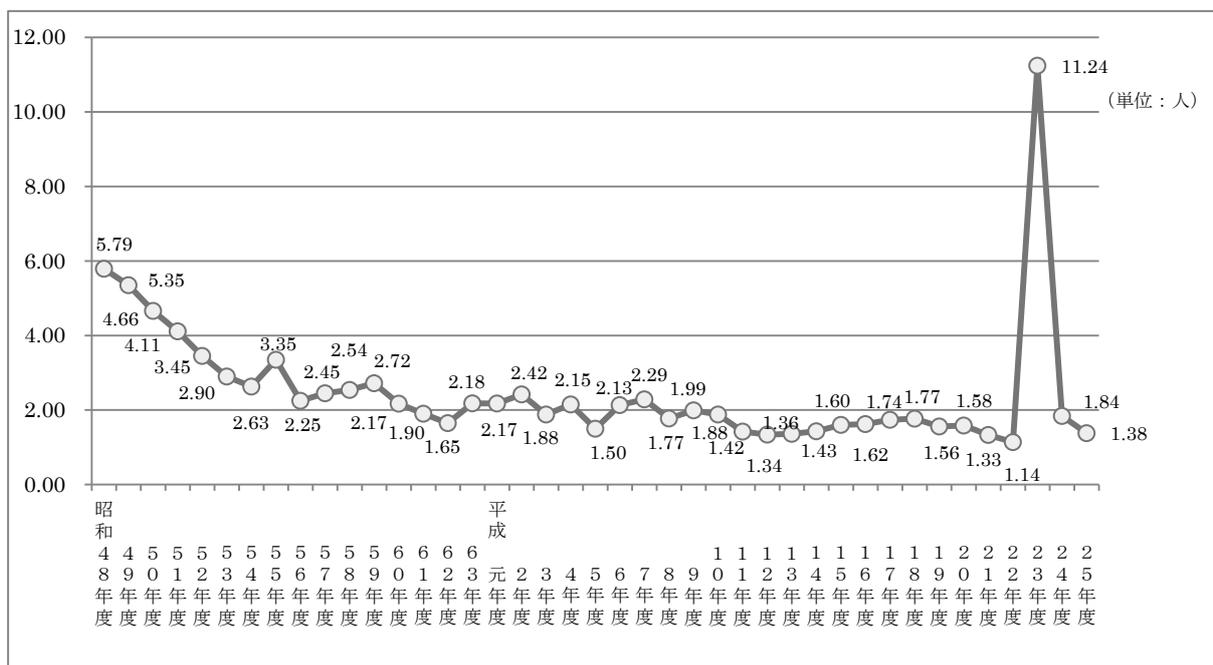
図9 公務上死亡者数の推移



(注) 平成 23 年度以降は、東日本大震災に起因する公務上死亡者を含む。

職員 10 万人当たりの公務災害死亡者数は昭和 48 年度には 5.79 人であったが年々減少を続け、平成 8 年度以降は 1 人台で推移していた。既述のとおり平成 23 年度以降は、東日本大震災に起因する公務上死亡者が認定されたため、増加している。

図10 公務上死亡者数10万人率の推移



(2) 団体種類別 [統計表 第7表 参照]

平成 25 年度の公務上死亡者数を団体種類別にみると、「都道府県」の 14 人が公務上死亡者全体の 36.8%を占め、次いで、「市（特別区含む）」の 12 人（31.6%）、「町村」の 5 人（13.2%）などの順となっている。

図 1 1 団体種類別公務上死亡者数

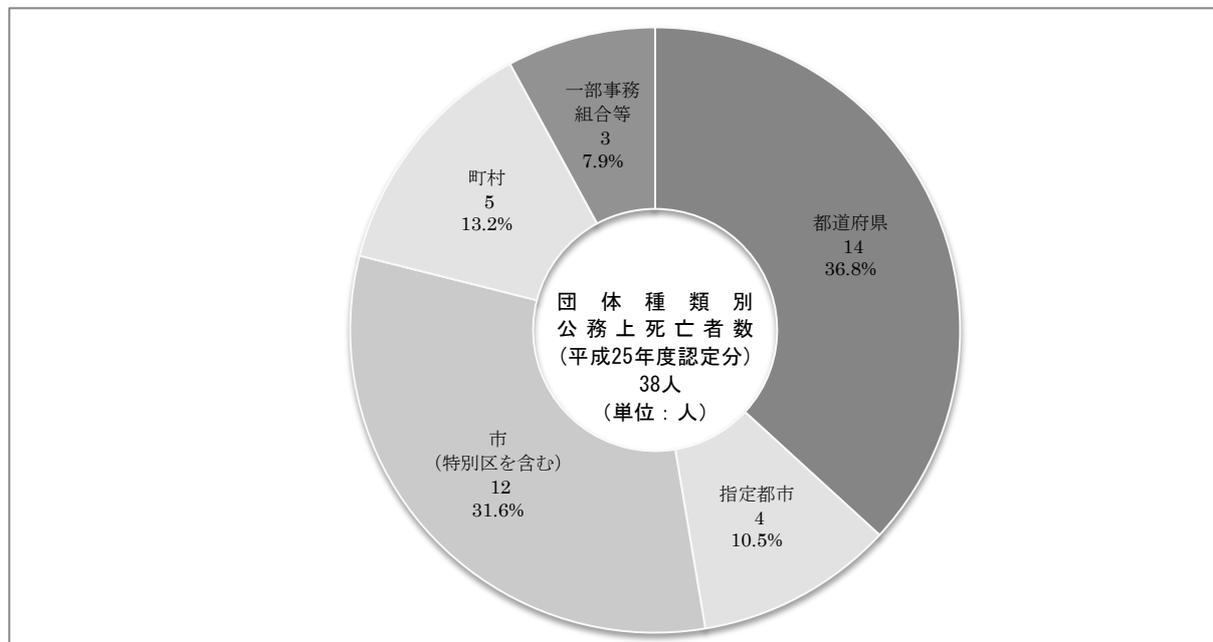
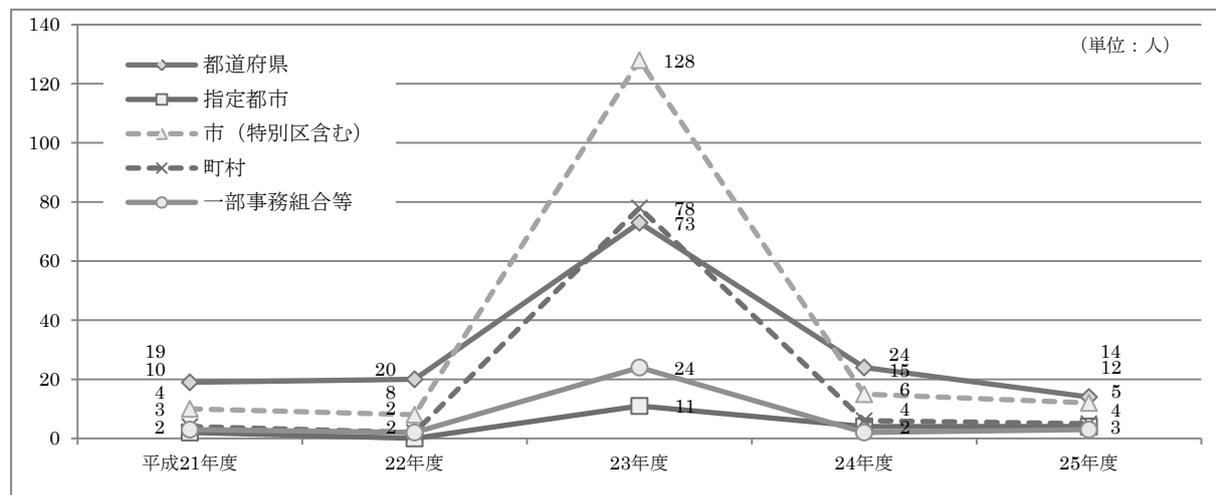


表 5 団体種類別公務上死亡者数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
都 道 府 県	19	20	73	24	14
指 定 都 市	2	-	11	4	4
市 (特別区含む)	10	8	128	15	12
町 村	4	2	78	6	5
一 部 事 務 組 合 等	3	2	24	2	3
合 計	38	32	314	51	38

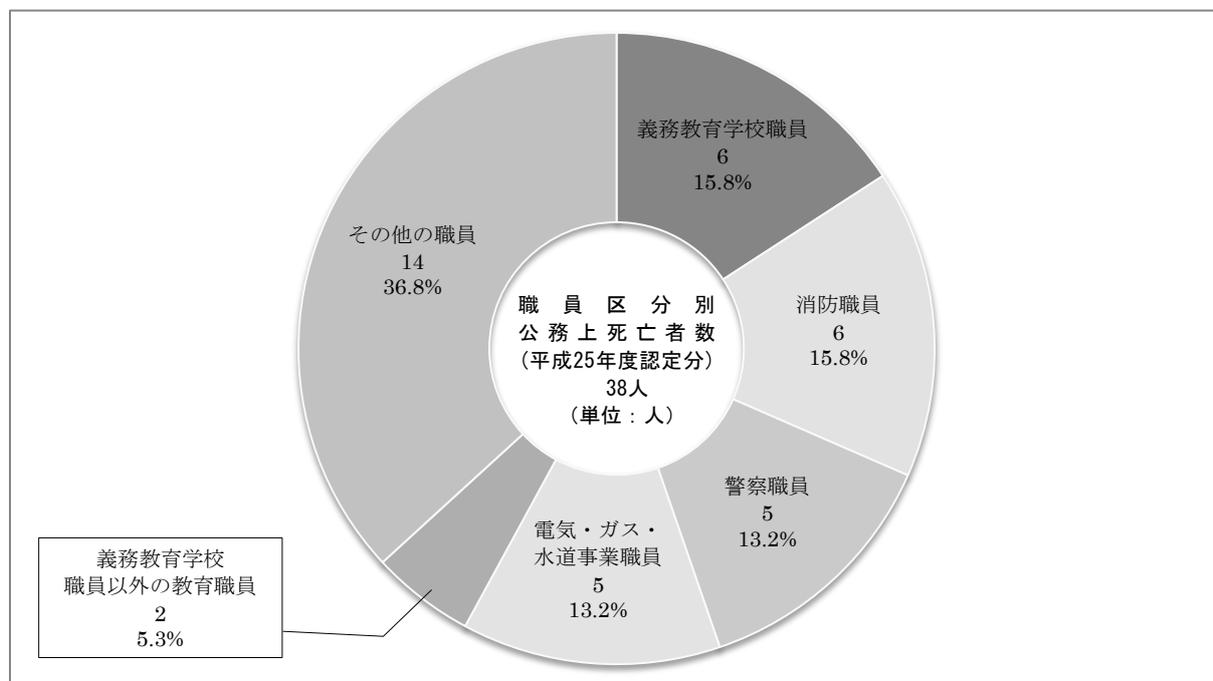
図 1 2 団体種類別公務上死亡者数の推移



(3) 職員区分別 【統計表 第8表 参照】

平成25年度の公務上死亡者数を職員区分別にみると、「その他の職員」が14人で全体の36.8%を占め、次いで「義務教育学校職員」及び「消防職員」のそれぞれ6人(15.8%)、「警察職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」のそれぞれ5人(13.2%)などの順となっている。

図13 職員区分別公務上死亡者数



また、過去5年間の合計でみると、「その他の職員」が265人で全体の56.0%を占め、次いで「警察職員」の61人(12.9%)、「消防職員」の48人(10.1%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の39人(8.2%)などの順となっている。

表6 職員区分別公務上死亡者数の推移

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	合計	構成比
義務教育学校職員	6	4	16	5	6	37	7.8%
義務教育学校職員以外の教育職員	5	3	24	5	2	39	8.2%
警察職員	4	6	37	9	5	61	12.9%
消防職員	4	3	30	5	6	48	10.1%
電気・ガス・水道事業職員	2	-	8	2	5	17	3.6%
運輸事業職員	-	-	1	-	-	1	0.2%
清掃事業職員	1	-	2	1	-	4	0.8%
船の他の職員	-	-	1	-	-	1	0.2%
その他の職員	16	16	195	24	14	265	56.0%
合計	38	32	314	51	38	473	100.0%

(4) 年齢段階別 【統計表 第9表 参照】

平成25年度の公務上死亡者数を年齢段階別にみると、「50～59歳」の年齢層が12人で全体の31.6%を占め、次いで「30～39歳」の9人(23.7%)、「40～49歳」の7人(18.4%)などの順となっている。

死亡原因を年齢別にみると、「負傷」による死亡では、「50～59歳」が3人で負傷による死亡全体の50.0%を占め、次いで「20～29歳」の2人(33.3%)、「30～39歳」の1人(16.7%)の順となっている。

「疾病」による死亡では、「50～59歳」及び「60歳以上」のそれぞれ6人で疾病による死亡全体の27.3%を占め、次いで「40～49歳」の5人(22.7%)などの順となっている。

「その他の死亡」では、「30～39歳」が4人でその他の死亡全体の40.0%を占め、次いで「50～59歳」の3人(30.0%)などの順となっている。

図14 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数

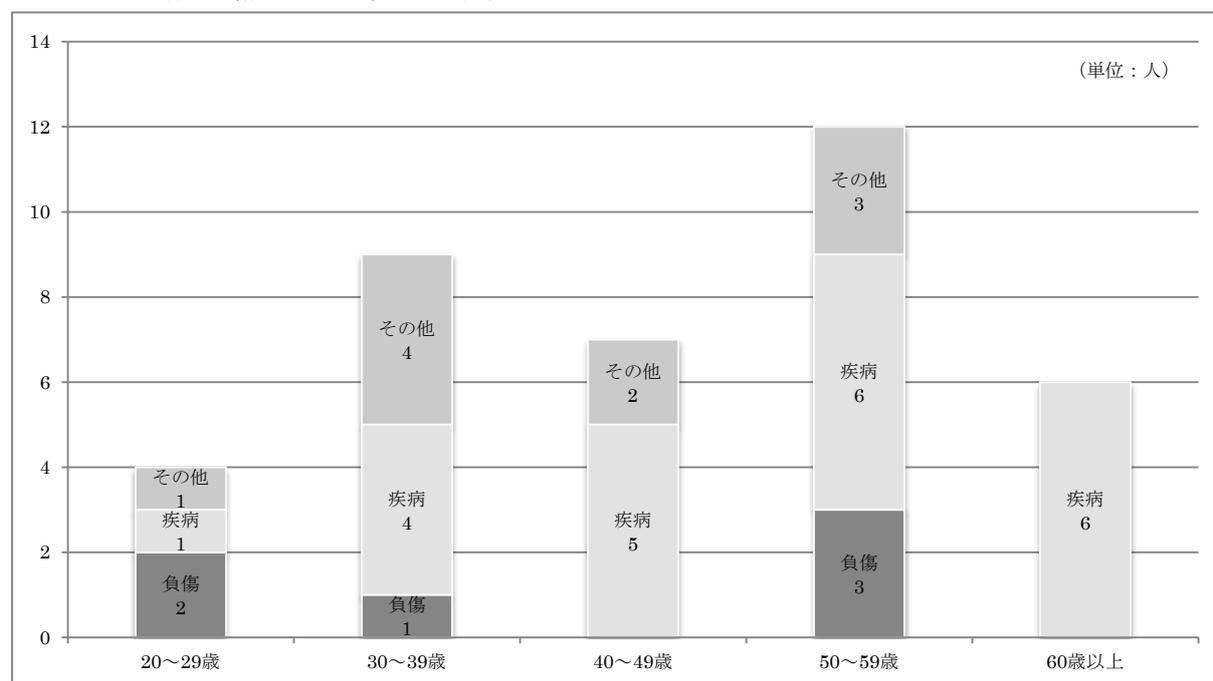


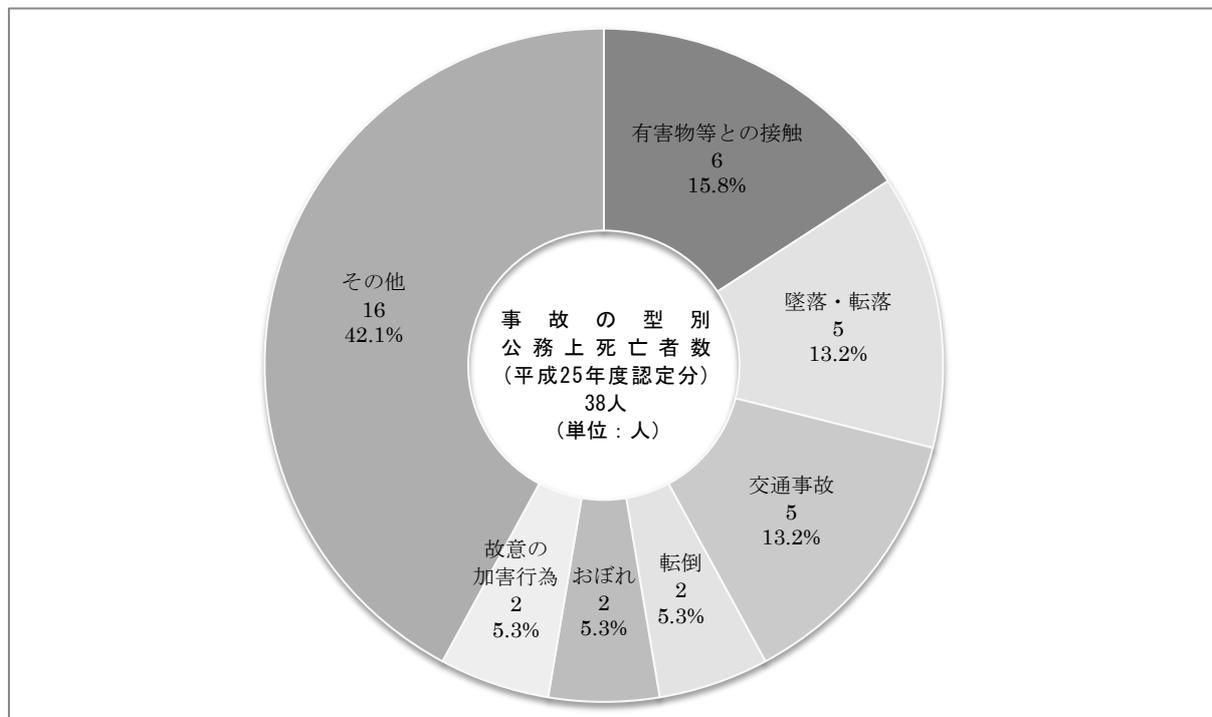
表7 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数

年齢段階	負 傷	疾 病	その他の死亡	合 計
19歳以下	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)
20～29歳	2 (33.3%)	1 (4.5%)	1 (10.0%)	4 (10.5%)
30～39歳	1 (16.7%)	4 (18.2%)	4 (40.0%)	9 (23.7%)
40～49歳	- (0.0%)	5 (22.7%)	2 (20.0%)	7 (18.4%)
50～59歳	3 (50.0%)	6 (27.3%)	3 (30.0%)	12 (31.6%)
60歳以上	- (0.0%)	6 (27.3%)	- (0.0%)	6 (15.8%)
合 計	6 (100.0%)	22 (100.0%)	10 (100.0%)	38 (100.0%)

(5) 事故の型別 [統計表 第10表 参照] ※「事故の型別」の定義については、「5 分類項目区分」を参照

平成25年度の公務上死亡者数を事故の型別にみると、「その他」を除くと「有害物等との接触」が6人で全体の15.8%を占め、次いで「墜落・転落」及び「交通事故」のそれぞれ5人(13.2%)などの順となっている。

図15 事故の型別公務上死亡者数



過去5年間の合計でみると、「その他」を除くと「おぼれ」が206人で全体の43.6%を占め、次いで「墜落・転落」の36人(7.6%)、「交通事故」の25人(5.3%)などの順となっている。

表8 事故の型別公務上死亡者数の推移

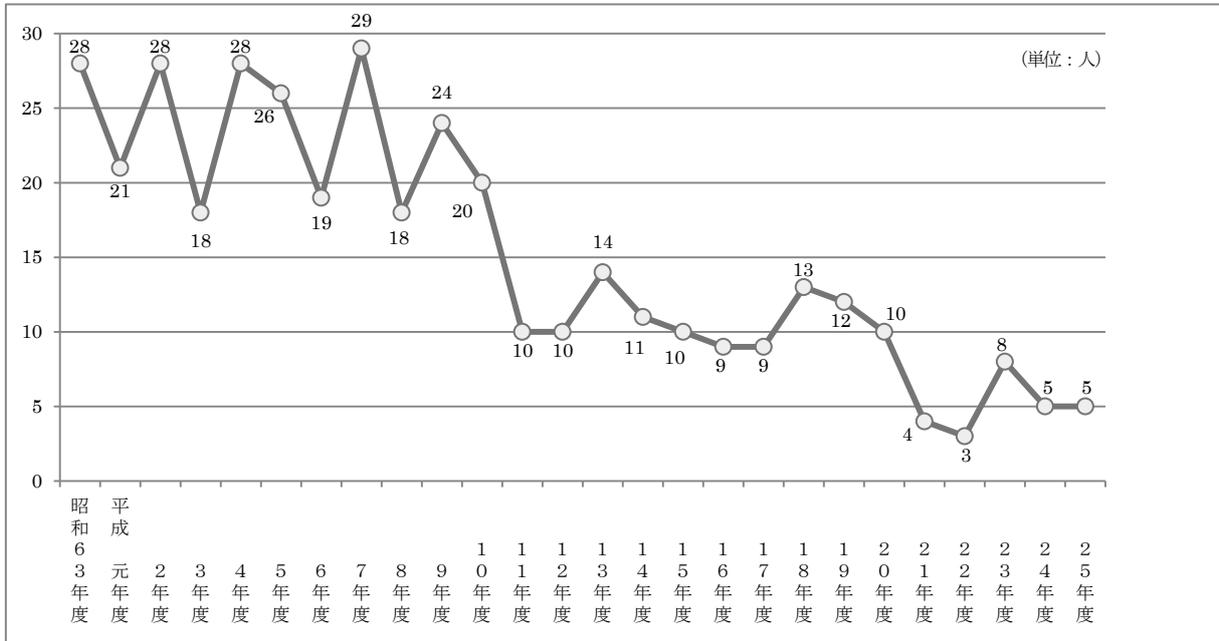
事故の型	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計	構成比
おぼれ	3	1	192	8	2	206	43.6%
墜落・転落	9	7	11	4	5	36	7.6%
交通事故	4	3	8	5	5	25	5.3%
有害物等との接触	2	1	4	2	6	15	3.2%
転倒	2	1	-	1	2	6	1.3%
激突	4	-	-	2	-	6	1.3%
故意の加害行為	1	-	1	1	2	5	1.1%
はさまれ・巻き込まれ	-	1	1	2	-	4	0.8%
激突され	1	2	-	-	-	3	0.6%
火災	1	-	-	1	-	2	0.4%
飛来・落下	-	-	-	1	-	1	0.2%
崩壊・倒壊	1	-	-	-	-	1	0.2%
切れ・こすれ	1	-	-	-	-	1	0.2%
爆発	-	-	-	1	-	1	0.2%
その他	9	16	97	23	16	161	34.0%
合計	38	32	314	51	38	473	100.0%

(6) 交通事故による公務上死亡災害の状況 [統計表 第11表、第12表 参照]

平成25年度の交通事故による公務上死亡者数は5人で、前年度と同数であった。

また、昭和63年度から平成24年度までの交通事故による公務上死亡者数の中で、最も多いのは平成7年度の29人で、最も少ないのは平成22年度の3人となっている。

図16 交通事故による公務上死亡者数の推移



平成25年度の交通事故による公務上死亡者5人を職員区分別で見ると、「その他の職員」が2人、「義務教育学校職員」、「警察職員」及び「消防職員」がそれぞれ1人となっている。

また、勤務態様別で見ると、「職務遂行中」が3人、「通勤途上」及び「その他」がそれぞれ1人となっている。

図17 職員区分別交通事故による公務上死亡者数

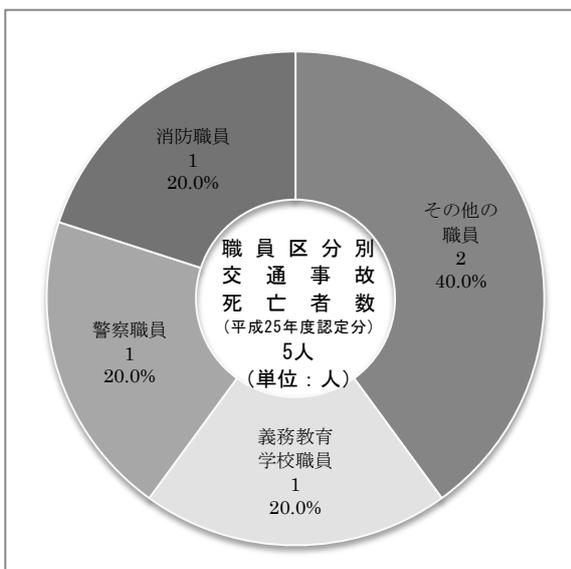
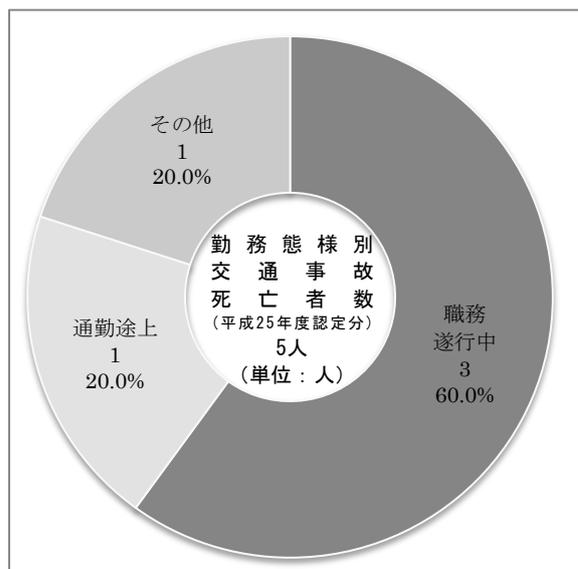


図18 勤務態様別交通事故による公務上死亡者数



(7) 公務上死亡災害の事例（平成25年度認定分）

地方公務員災害補償基金発行の「公務上死亡災害の発生状況（平成25年度認定分）」で公表されている事例を掲載する。

①交通事故

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
交通違反取締中	交通取締用自動二輪車にて交通違反取締中、進路前方に交通違反車を発見し、緊急走行を開始した。前を走行する車両を追い越した後、片側一車線の見通しの悪い左カーブで中央線を越えてしまい、対向から進行してきた中型貨物車の右側面に衝突、転倒し、死亡した。	警察職員	30歳代
帰宅途中	自動二輪車で帰宅途中、本線から左折してきた普通自動車と接触、転倒し、死亡した。	消防職員	50歳代
車両運転中	自動二輪車で移動中、職場敷地内の交差点で普通自動車と衝突し、死亡した。	その他の職員	30歳代

②その他の事故（義務教育学校職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
過重労働	部活動指導中も何度も休憩を取りながら指導を行うなど体調がすぐれない様子が同僚に確認されていた。部活動指導終了後、自ら自動車を運転して帰宅する途上、気分不良に陥り、病院へ搬送されたが死亡した。被災職員は、被災前日及び当日の部活動指導中にも頭痛を訴えていた。	50歳代
石綿曝露	長年にわたって小学校の増改築に従事していたため、アスベストによる悪性胸膜中皮腫を発症した。	60歳代
転落	公開授業が行われていた3階の教室から、参観していた職員が順次退室した。退室した被災職員が2階の担任教室へ戻る途中の階段で倒れているところを、後続の職員に発見された。	60歳代

③その他の事故（警察職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
過重労働	災害発生時の参集訓練に参加し、午前6時に自宅を出発した。午前10時前に勤務先に到着した。その後、捜査のために外出し、午後2時過ぎに地下鉄のホーム上で両手で頭を押さえて倒れ込んでいるのを駅係員に発見され、病院へ搬送されたが、くも膜下出血により死亡した。	30歳代
過重労働	被災前日より、殺人事件の捜査指揮者として職場に泊まり込んで現場指揮にあっていた。明け方に1時間程の休息を取り、引き続き業務に従事していたが、昼食時に不調を訴えて病院へ搬送されたが死亡した。	50歳代

③その他の事故（警察職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
逮捕術大会中	逮捕術大会で対戦相手の両足タックルを受けて尻餅をつきながら仰向けに倒れ、後頭部を強打した。2本目の試合途中、相手に向かわず方向違いに進み場外に出たところで仰向けに倒れた。救急搬送されたが、3日後に死亡した。	20歳代

④その他の事故（消防職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
石綿曝露	昭和44年より市消防局において、消火・救助活動業務、石綿が使用された消防学校庁舎における教官業務、消防庁舎の解体作業等への立ち会い業務等に従事していたことにより、悪性胸膜中皮腫を発症した。	60歳代
救助活動中	行方不明者の救助のために下流域を捜索していたところ、雪解けで増水していた急流に流され、死亡した。	30歳代
入浴中	午前8時30分から24時間の勤務を開始し、体調不良を訴えていたがそのまま勤務を継続していた。午後8時40分頃、入浴していた浴槽内で浮いているところを同僚職員に発見されたが、死亡した。	40歳代
訓練登山中	消防学校の野外訓練として登山中、途中から他の学生から遅れはじめ、本人から休憩の申し出があった後に、熱中症によりその場で倒れた。救急搬送されたが死亡した。	20歳代

⑤その他の事故（電気・ガス・水道事業職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
石綿曝露	昭和46年から平成18年まで水道施設の維持管理に従事し、退職後に受診した人間ドックで中皮腫の可能性を指摘され、病院で検査を行ったところ、悪性胸膜中皮腫と診断され、死亡した。	60歳代
石綿曝露	昭和46年から昭和57年まで水道技師として石綿セメント管を含む配水管修繕業務に従事していたため、悪性胸膜中皮腫を発症した。	60歳代
石綿曝露	昭和32年から平成8年までの間、水道局において石綿管切断作業等に従事していたことにより、左胸膜肉腫型中皮腫を発症した。	70歳代

⑥その他の事故（その他の職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
過重労働	早朝より出勤し、気温30℃、湿度40%を超える炎天下で防災訓練の資機材搬送、設営及び撤収作業を行っていた。防災訓練終了後、公用車で庁舎へ戻る際、車内で全身が痙攣し始めた。意識障害が見られたので病院に搬送したが、熱中症により死亡した。	50歳代

⑥その他の事故（その他の職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
剪定作業中	小学校の校庭に隣接する遊歩道の桜の木の剪定作業中、鋸で半分ほど切っていた枝が落下してきた。脚立ごと転倒し、遊歩道に後頭部を強く打ち付けて脳挫傷により死亡した。	50歳代
剪定作業中	脚立で樹木の剪定作業中、バランスを崩して約2.7メートルの高さから墜落し、死亡した。	50歳代

(8) 公務上死亡災害の事例（事故の型別過去事例）

過去5年間（平成20年度～24年度認定分）の死亡災害事例の中から、事故の類型ごとに代表例を掲載する。なお、ここでの事故の類型は、公表されている発生状況から当協会が分類したもので、地方公務員災害補償基金の統計資料とは異なる場合がある。

①墜落・転落

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
清掃作業中	消石灰貯留槽内部の清掃を行うとしたところ、誤って転落し窒息死した。(平成20年度)	清掃事業職員	40歳代
原水取水池の水質検査作業中	原水取水池の水質検査のために護岸ブロックを降りて行ったところ、足を滑らせ池中に滑落し死亡した。(平成21年度)	電気・ガス・水道事業職員	20歳代
高所作業中	公共施設の階段踊り場にある雨漏りの箇所（高さ4メートル、幅1.3メートル程度）の処理中、誤って転落死した。(平成22年度)	義務教育学校職員以外の教育職員	50歳代
清掃作業中	大掃除の際、庁舎2階の網戸を外そうと窓の外の庇に下りようとしたところ、誤って転落してしまった。(平成24年度)	その他の職員	20歳代
梯子から転落	生徒が玄関の庇の上にボールをあげてしまったため、梯子をかけ取ろうとしたところ、誤って転落し死亡した。(平成24年度)	義務教育学校職員以外の教育職員	50歳代

②転倒

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
印刷作業中	校内印刷室で床に仰向けに転倒し、脳挫傷等により死亡した。(平成21年度)	義務教育学校職員	50歳代
馬伝染性貧血の検査採血中	馬伝染性貧血検査の採血中に馬の肢で胸部を強打・転倒し、後頭部をコンクリートの床に叩きつけられ、病院へ搬送されたが3日後に死亡した。(平成22年度)	その他の職員	50歳代

③崩壊・倒壊

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
道路法面の測量作業中	豪雨により崩落した道路法面の測量作業中に、法面上部から落下した木及び土石に巻き込まれ、血気胸等により死亡した。(平成21年度)	その他の職員	40歳代

④はさまれ・巻き込まれ

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
イベント設営準備中	イベント設営準備中、斜路に停車していた4tトラックが突然、後退した。トラックと建物の構造物にはさまれて負傷し、救急搬送されたが死亡した。(平成22年度)	その他の職員	50歳代
はしご車訓練中	はしご車の訓練中、ジャッキ収納ボタンを押した後、ジャッキ敷板等の収納作業をしている時に、アウトリガー(安定脚)と車体に上半身と腰部が挟まり死亡した。(平成23年度)	消防職員	30歳代
除雪作業中	林道の除雪作業中、作業車のローター部を修繕していたところ、ローターに巻き込まれ死亡した。(平成24年度)	その他の職員	60歳代

⑤おぼれ

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
非常招集に伴う通勤途中	台風による非常招集のために通勤途中、氾濫した川に車ごと流され溺死した。(平成21年度)	その他の職員	50歳代
避難誘導中	住民からの通報を受け、避難誘導のために同僚隊員と出動中した。台風のため冠水していたため、川岸を徒歩で移動していたところ、水位が上がってきたため川に転落し、溺死して死亡した。(平成23年度)	消防職員	50歳代

⑥有害物等との接触

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
石綿曝露	水道課で漏水調査や破損部分の修理に従事していた。石綿曝露により悪性胸膜中皮腫を発症し、死亡した。(平成23年度)	電気・ガス・水道事業職員	60歳代

⑦感電

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
電気設備点検中	配電盤室内の2面の配電盤から遮断器を引き抜き、それぞれが担当する配電盤の引き抜いた遮断器と遮断器が引き抜かれた場所の点検清掃作業を行っていた。配電盤内は遮断器を引き抜くと同時に遮蔽板により通電している別の電気設備と遮られる構造になっていたが、遮蔽板に右手が挟まれ、その背部の通電部に接触し感電死した。(平成20年度)	電気・ガス・水道事業職員	30歳代

⑧火災

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
消 火 活 動 中	消火活動中に予期せぬ急激な燃焼変化で炎に巻き込まれ意識を失い、救出されたが重度熱傷のため死亡した。(平成20年度)	消 防 職 員	50 歳代
消 火 活 動 中	火元建物内1階における早期の延焼拡大防止と人命検索を念頭に置いての消火活動中、突然の激しい火炎により脱出できなくなり焼死した。(平成21年度)	消 防 職 員	30 歳代

⑨交通事故

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
路上職務遂行中	トンネル内で道路反射鏡清掃作業を二人一組で行っていたところ、ブレーキを踏んだ反動で横滑りしたトラックに跳ねられ、出血性ショックで死亡した。(平成20年度)	その他の職員	50 歳代
路上職務遂行中	大雨で道路冠水のため、迂回誘導をしていたところ、誘導を無視した車に跳ね飛ばされ、救急搬送されたが死亡した。(平成22年度)	警 察 職 員	50 歳代
職 務 遂 行 中	職務質問をしようと交通取締用四輪車から降車した直後に、後方から進行してきた車両に衝突され死亡した。(平成23年度)	警 察 職 員	30 歳代
退 勤 途 上	普通自動二輪車にて退勤途上、交差点を右折してきた車両の左側面に衝突し、死亡した。(平成24年度)	消 防 職 員	30 歳代

⑩その他

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
過 重 労 働	捜査活動終了翌日の食事会開催中、体調不良を訴え別室で休むが、意識を失い、大動脈解離で死亡した。当該職員は、30日間にわたる覚せい剤密輸・密売及び拳銃所持事案の捜査指揮本部責任者として捜査の指揮・命令を行い、150時間を超える時間外勤務等、過重な職務に従事していた。(平成20年度)	警 察 職 員	50 歳代

⑩その他

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
試験乾燥木材 検査中	蒸気式木材乾燥機内で、試験乾燥させる木材の検査を行っていたところ、乾燥機の出入口戸が閉まり、閉じ込められて熱中症で死亡した。(平成22年度)	その他の職員	40歳代
過重労働	深夜、自宅で仕事をしていたところ、ベッドに伏せるようにして倒れ込み、翌日死亡した。被災職員は、クラス担任、学年主任、研究主任の職務もこなし、勤務時間外に仕事をする事が多く、帰宅時間も遅くなる状況が続いていた。(平成23年度)	義務教育学校 職員	50歳代
過重労働	県財政課に出向し、業務多忙で深夜帰宅や土日出勤が多くなっていた。早朝より頭痛がしたため、近医を受診した。帰宅後、自宅で倒れているのを家族に発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認された。(平成24年度)	警察職員	30歳代

3 公務災害発生割合の高い職種の公務災害認定状況

(1) 概要 【統計表 第4表～第6表 参照】

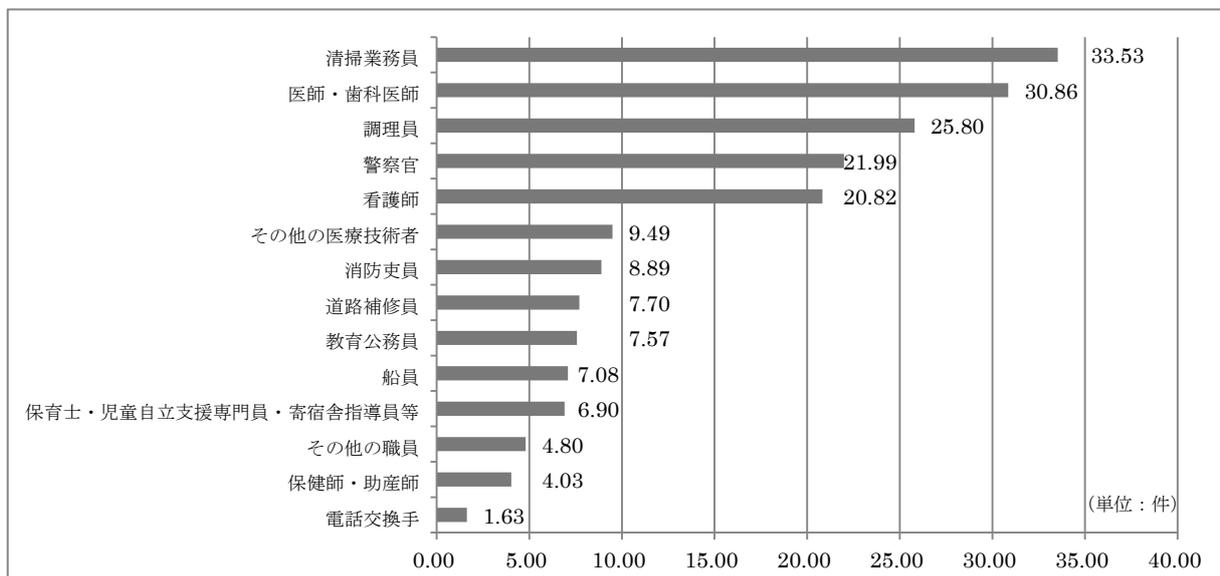
平成25年度の公務災害認定件数を被災職員の職種別にみると、「教育公務員」が6,424件で全体の25.2%、次いで「警察官」の5,630件(22.0%)、「その他の職員」の5,234件(20.5%)、「看護師」の2,771件(10.8%)、「消防吏員」の1,403件(5.5%)などの順となっている。

また、千人率をみると、「清掃業務員」が33.53件で最も高く、次いで「医師・歯科医師」の30.86件、「調理員」の25.80件、「警察官」の21.99件、「看護師」の20.82件などの順となっている。

表9 職種別公務災害認定状況

職 種	公務災害認定件数 () 内は死亡者数で内数	構成割合 (%)	対象職員数 (人)	千人率 (件)
医 師 ・ 歯 科 医 師	785 (1)	3.1%	25,438	30.86
看 護 師	2,771 -	10.8%	133,083	20.82
保 健 師 ・ 助 産 師	146 -	0.6%	36,220	4.03
そ の 他 の 医 療 技 術 者	360 -	1.4%	37,941	9.49
保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等	677 -	2.7%	98,055	6.90
船 員	17 -	0.1%	2,401	7.08
電 話 交 換 手	1 -	0.0%	614	1.63
調 理 員	796 -	3.1%	30,851	25.80
道 路 補 修 員	28 (1)	0.1%	3,638	7.70
教 育 公 務 員	6,424 (7)	25.2%	848,285	7.57
警 察 官	5,630 (5)	22.0%	256,026	21.99
消 防 吏 員	1,403 (6)	5.5%	157,759	8.89
清 掃 業 務 員	1,270 -	5.0%	37,873	33.53
そ の 他 の 職 員	5,234 (18)	20.5%	1,089,758	4.80
合 計	25,542 (38)	100.0%	2,757,942	

図19 職種別公務災害千人率



(2) 清掃業務員 [統計表 第4表～第6表 参照]

平成25年度における「清掃業務員」の公務災害認定件数は1,270件で全体の5.0%を占めている。千人率でみると33.53件で他の職種と比較して最も高い数値となっている。

年度別による清掃業務員の公務災害認定状況をみると、平成16年度から平成25年度までの10年間では、平成16年度が2,394件で同年度の公務災害全体の8.3%を占め、次いで平成18年度の2,165件(同7.7%)、平成17年度の2,122件(同7.5%)などの順となっている。

同様に過去10年間の千人率でみると、平成16年度が41.49件で最も高く、次いで平成18年度の40.50件、平成19年度の38.83件などの順となっている。

近年では、公務災害認定件数及び公務災害全体に占める割合が減少傾向にある。対象職員数減少の影響が考えられるが、千人率も減少していることから、清掃業務員については、公務災害防止対策が着実に進んでいるものと考えられる。

図20 清掃業務員の年度別認定状況

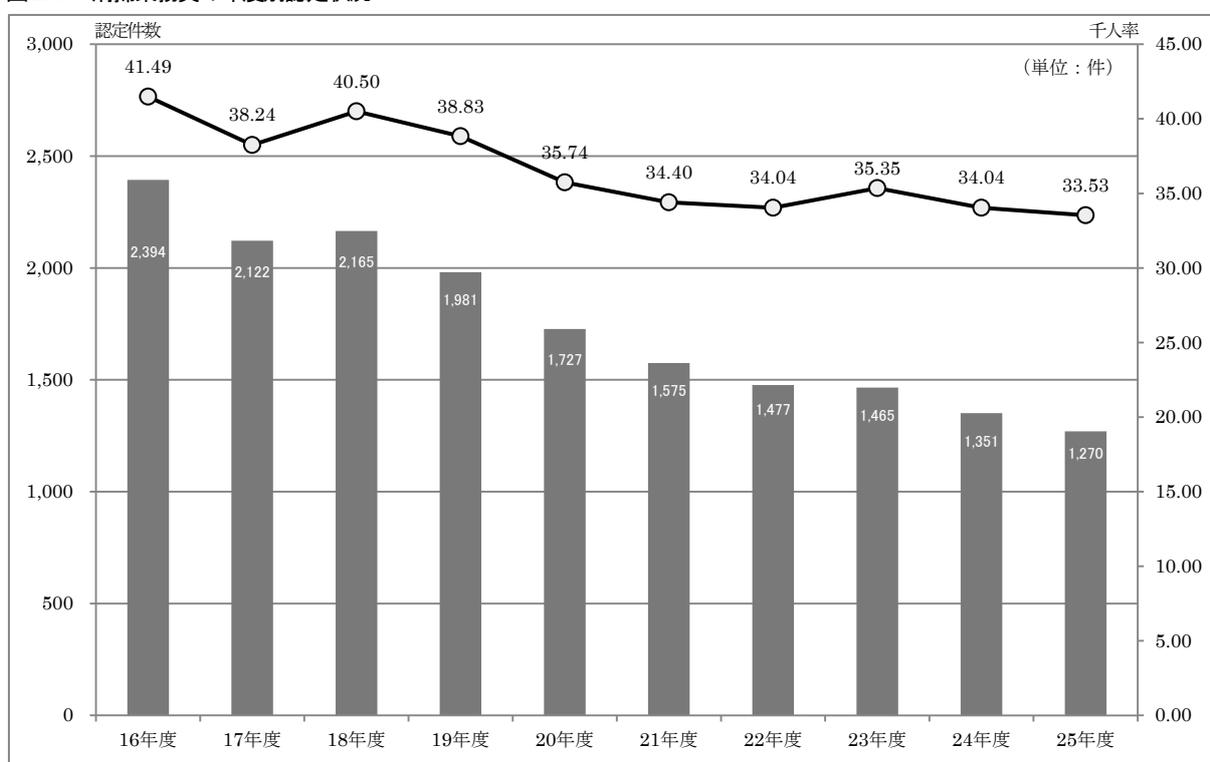


表10 清掃業務員の公務災害認定件数等の推移

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認定件数	2,394	2,122	2,165	1,981	1,727	1,575	1,477	1,465	1,351	1,270
構成比	8.3%	7.5%	7.7%	7.2%	6.5%	6.2%	5.9%	5.7%	5.3%	5.0%
対象職員数	57,695	55,491	53,462	51,013	48,320	45,781	43,393	41,445	39,685	37,873
千人率	41.49	38.24	40.50	38.83	35.74	34.40	34.04	35.35	34.04	33.53

次に認定事由別でみると、平成25年度の「負傷」は1,104件で清掃業務員の公務災害認定件数全体の86.9%を占め、「負傷による疾病」は52件(4.1%)、「その他の疾病」は114件(9.0%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が1,072件で負傷全体の97.1%を占め、

次いで「出張中又は赴任途上」の15件(1.4%)、「レクリエーション参加中」の7件(0.6%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が35件でその他の疾病全体の30.7%を占め、次いで「皮膚病」の29件(25.4%)、「腰痛」の8件(7.0%)などの順となっている。なお、「皮膚病」については、他の職種と比べ発生割合が高くなっている。

表11 清掃業務員の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負傷	自己の職務遂行中	1,315	1,232	1,183	1,104	1,072
	訓練中	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	1	-
	出張中又は赴任途上	27	16	46	26	15
	出退勤途上(公務上のもの)	10	4	6	3	6
	レクリエーション参加中	6	9	7	7	7
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	-	1	2	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	1	1	-	3
	その他	-	-	2	-	1
	小計	1,359	1,262	1,246	1,143	1,104
負傷による疾病		112	61	86	100	52
その他の疾病	職業病	2	1	3	1	1
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	-	-	-	-	-
	精神疾患	-	-	-	-	-
	呼吸器疾患	4	-	-	7	1
	肝臓疾患	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	28	35	28	8	8
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	17	24	31	33	29
	眼疾患	33	52	50	32	35
	耳疾患	-	1	-	1	2
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	20	41	21	26	38	
小計	104	154	133	107	114	
その他の死亡		-	-	-	-	-
合計		1,575	1,477	1,465	1,351	1,270

(3) 医師・歯科医師 [統計表 第4表～第6表 参照]

平成25年度における「医師・歯科医師」の公務災害認定件数は785件で全体の3.1%を占めている。千人率でみると30.86件で「清掃業務員」に次いで高い数値となっている。

年度別による医師・歯科医師の公務災害認定状況をみると、平成16年度から平成25年度までの10年間では、平成23年度が787件で同年度の公務災害全体の3.1%を占め、次いで平成25年度の785件(同3.1%)、平成24年度の754件(同3.0%)などの順となっている。

同様に過去10年間の千人率でみると、平成23年度が31.21件で最も高く、次いで平成25年度の30.86件、平成24年度の29.89件などの順となっている。ここ数年、公務災害認定件数及び千人率は若干の増加傾向にある。

図21 医師・歯科医師の年度別認定状況

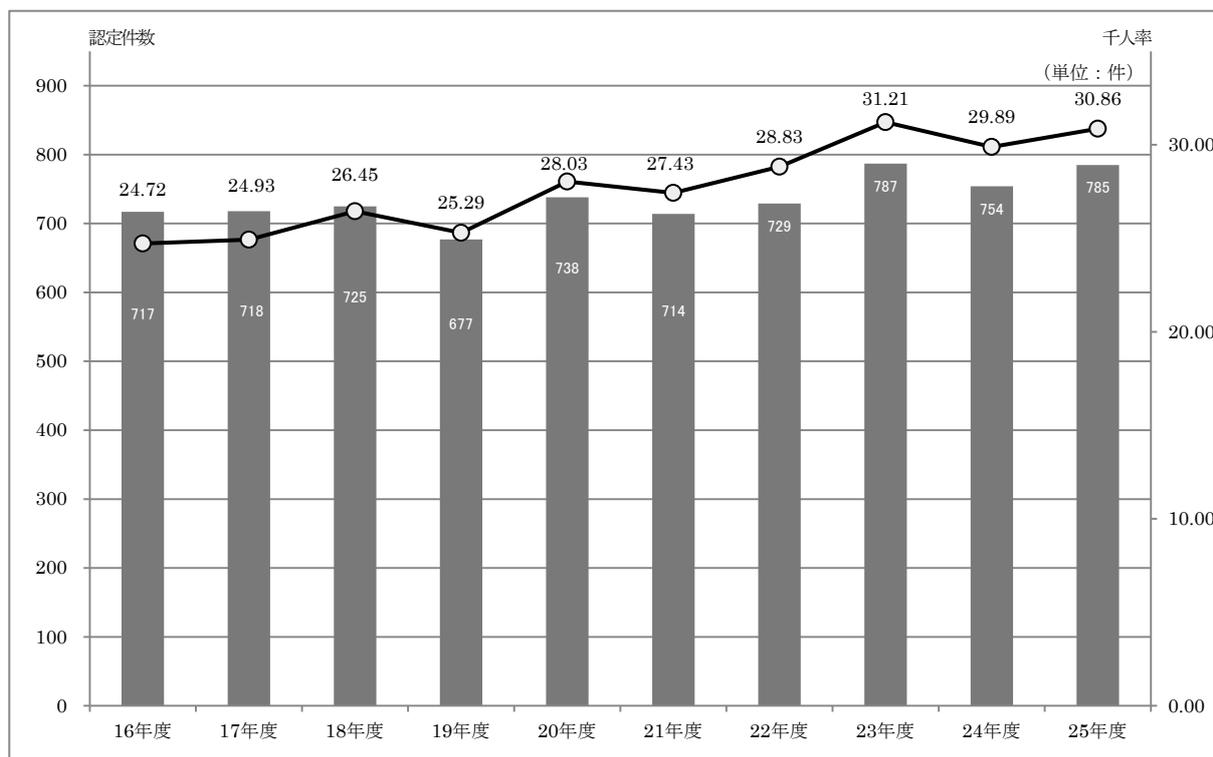


表12 医師・歯科医師の公務災害認定件数等の推移

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認定件数	717	718	725	677	738	714	729	787	754	785
構成比	2.5%	2.5%	2.6%	2.5%	2.8%	2.8%	2.9%	3.1%	3.0%	3.1%
対象職員数	29,004	28,803	27,408	26,771	26,333	26,029	25,286	25,213	25,224	25,438
千人率	24.72	24.93	26.45	25.29	28.03	27.43	28.83	31.21	29.89	30.86

次に認定事由別でみると、平成25年度の「負傷」は703件で医師・歯科医師の公務災害認定件数全体の89.6%を占め、「負傷による疾病」は7件(0.9%)、「その他の疾病」は74件(9.4%)、「その他の死亡」は1件(0.1%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が685件で負傷全体の97.4%を占め、次いで「出張中又は赴任途上」の8件(1.1%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「肝臓疾患」が11件でその他の疾病全体の14.9%を占め、次いで「呼吸器疾患」の6件(8.1%)、「眼疾患」の3件(4.1%)などの順となっている。

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

表13 医師・歯科医師の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負傷	自己の職務遂行中	648	645	656	621	685
	訓練中	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	2	10	16	13	8
	出退勤途上(公務上のもの)	4	5	7	10	4
	レクリエーション参加中	2	-	1	4	-
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	-	-	2	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	1
	その他	1	1	4	3	5
	小計	657	661	684	653	703
負傷による疾病		1	10	6	7	7
その他の疾病	職業病	-	2	-	-	1
	脳疾患	1	2	-	-	-
	心疾患	-	-	1	-	-
	精神疾患	-	1	1	-	-
	呼吸器疾患	3	5	11	28	6
	肝臓疾患	29	17	18	16	11
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	1	-	1	2
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	-	-	1	1	-
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	2	-	2	-	-
	眼疾患	7	4	7	7	3
	耳疾患	-	-	-	-	1
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	14	26	50	41	50	
小計	56	58	91	94	74	
その他の死亡		-	-	6	-	1
合計		714	729	787	754	785

(4) 調理員 【統計表 第4表～第6表 参照】

平成25年度における「調理員」の公務災害認定件数は796件で全体の3.1%を占めている。千人率で見ると25.80件で「清掃業務員」「医師・歯科医師」に次いで3番目に高い数値となっている。

年度別による調理員の公務災害認定状況を見ると、平成16年度から平成25年度までの10年間では、平成16年度が1,725件で同年度の公務災害全体の6.0%を占め、次いで平成17年度の1,635件(同5.8%)、平成18年度の1,586件(同5.6%)などの順となっている。

同様に過去10年間の千人率で見ると、平成18年度が29.32件で最も高く、次いで平成17年度の28.59件、平成16年度の28.52件などの順となっている。

対象職員数の減少に伴い、公務災害認定件数も減少しているが、千人率は高値を示している。

図2-2 調理員の年度別認定状況

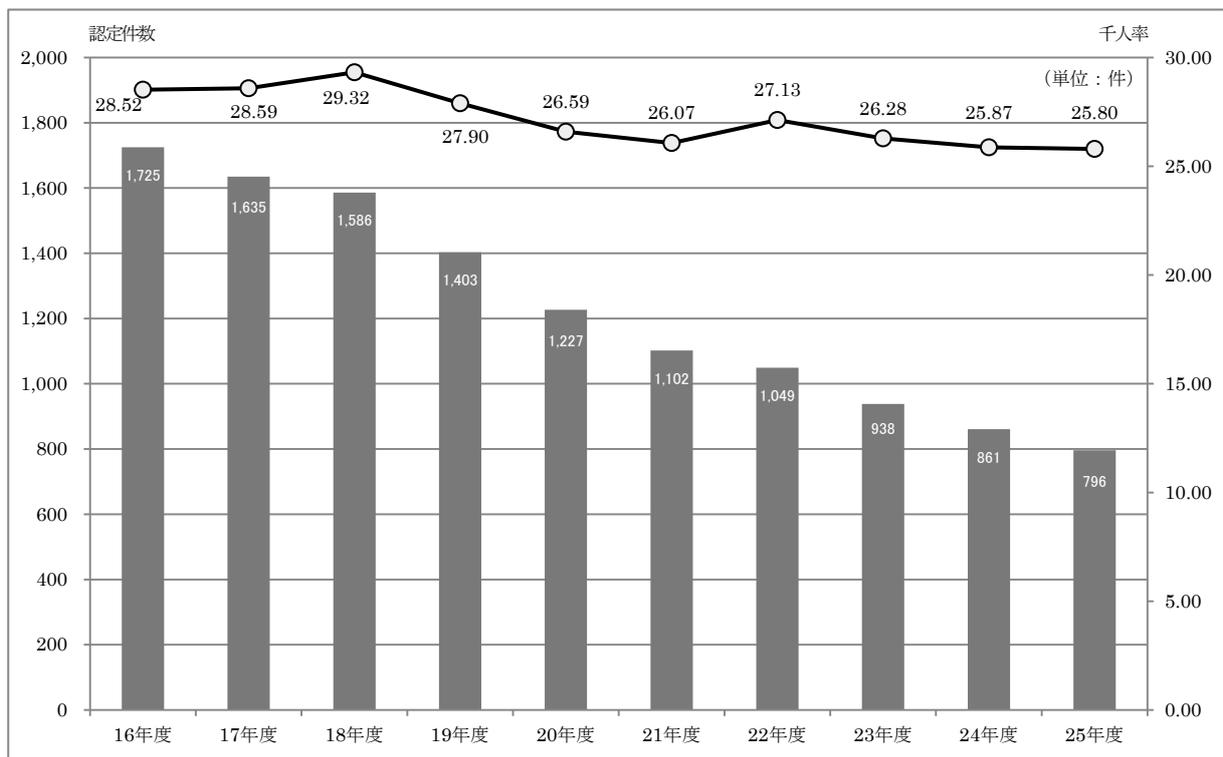


表1-4 調理員の公務災害認定件数等の推移

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認定件数	1,725	1,635	1,586	1,403	1,227	1,102	1,049	938	861	796
構成比	6.0%	5.8%	5.6%	5.1%	4.6%	4.4%	4.2%	3.6%	3.4%	3.1%
対象職員数	60,474	57,191	54,095	50,282	46,141	42,265	38,660	35,960	33,282	30,851
千人率	28.52	28.59	29.32	27.90	26.59	26.07	27.13	26.28	25.87	25.80

次に認定事由別で見ると、平成25年度の「負傷」は775件で調理員の公務災害認定件数全体の97.4%を占め、「負傷による疾病」は8件(1.0%)、「その他の疾病」は13件(1.6%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が760件で負傷全体の98.1%を占め、次いで「出張中又は赴任途上」の8件(1.0%)、「出退勤途上(公務上のもの)」の5件(0.6%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が3件でその他の疾病全体の23.1%を占め、次いで「腰痛」の1件(7.7%)の順となっている。

表15 調理員の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負傷	自己の職務遂行中	1,060	1,016	908	829	760
	訓練中	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	3	-	-
	出張中又は赴任途上	12	4	5	2	8
	出退勤途上(公務上のもの)	1	4	-	7	5
	レクリエーション参加中	-	2	-	1	1
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	1	2	-	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	1	1
	小計	1,074	1,027	918	840	775
負傷による疾病		15	10	9	9	8
その他の疾病	職業病	-	-	-	-	-
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	-	-	-	-	-
	精神疾患	-	-	-	-	-
	呼吸器疾患	-	-	-	-	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-
	食中毒	1	-	-	-	-
	腰痛	1	3	2	2	1
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	-	1	-	-
	眼疾患	6	5	1	7	3
	耳疾患	1	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	4	4	7	3	9	
小計	13	12	11	12	13	
その他の死亡		-	-	-	-	-
合計		1,102	1,049	938	861	796

(5) 警察官 [統計表 第4表～第6表 参照]

平成25年度における「警察官」の公務災害認定件数は5,630件で全体の22.0%を占めている。千人率でみると21.99件で「清掃業務員」「医師・歯科医師」「調理員」に次いで4番目に高い数値となっている。

年度別による警察官の公務災害認定状況を見ると、平成16年度から平成25年度までの10年間では、平成18年度が6,190件で同年度の公務災害全体の22.0%を占め、次いで平成19年度の5,877件(同21.5%)、平成17年度の5,808件(同20.5%)などの順となっている。

同様に過去10年間の千人率でみると、平成18年度が24.88件で最も高く、次いで平成17年度の23.67件、平成19年度の23.36件などの順となっている。

対象職員数は増加傾向にあるが、平成18年度をピークに公務災害認定件数及び千人率は減少傾向にあった。しかし、平成24年度には増加に転じ、平成25年度にはやや減少している。

図23 警察官の年度別認定状況

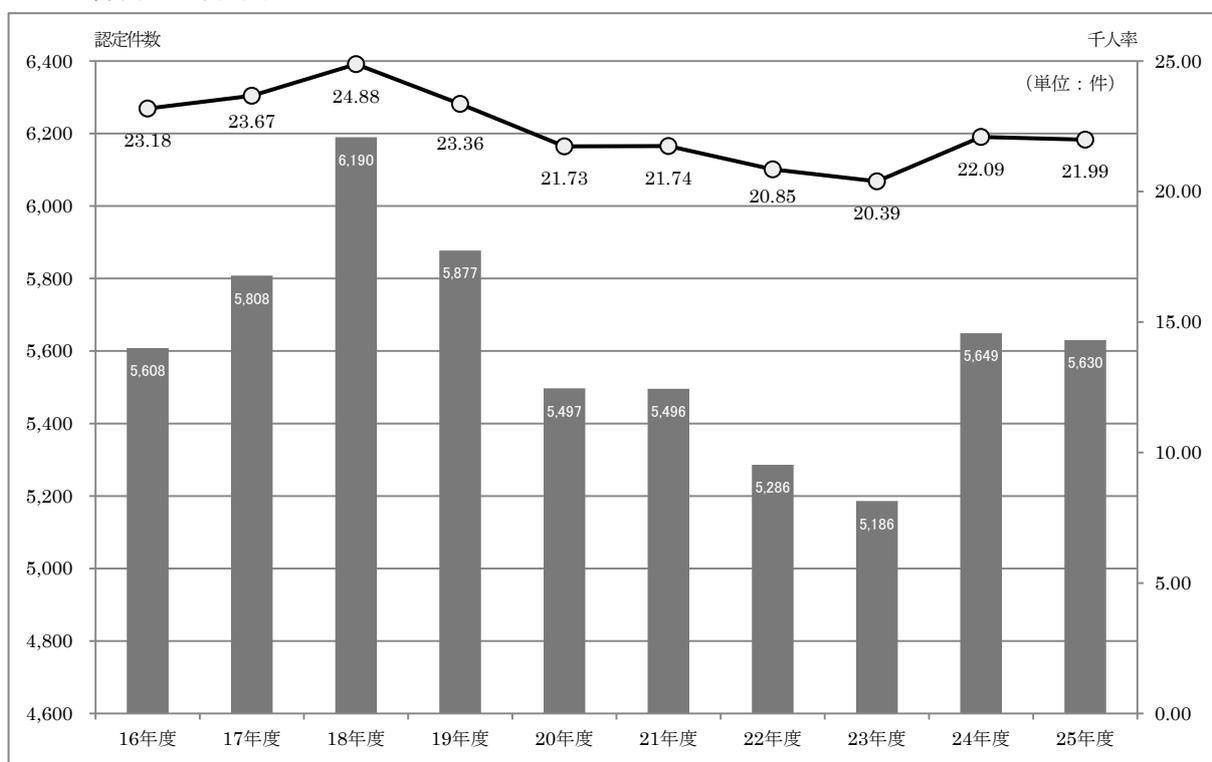


表16 警察官の公務災害認定件数等の推移

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認定件数	5,608	5,808	6,190	5,877	5,497	5,496	5,286	5,186	5,649	5,630
構成比	19.4%	20.5%	22.0%	21.5%	20.7%	21.8%	21.0%	20.2%	22.1%	22.0%
対象職員数	241,913	245,374	248,834	251,569	252,917	252,845	253,510	254,318	255,734	256,026
千人率	23.18	23.67	24.88	23.36	21.73	21.74	20.85	20.39	22.09	21.99

次に認定事由別でみると、平成25年度の「負傷」は5,438件で警察官の公務災害認定件数全体の96.6%を占め、「負傷による疾病」は54件(1.0%)、「その他の疾病」は138件(2.5%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が2,626件で負傷全体の48.3%を占め、

次いで「訓練中」の2,306件(42.4%)、「出張中又は赴任途上」の379件(7.0%)などの順となっている。他の職種と比べて「訓練中」による負傷が最も高い状況にある。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「腰痛」が24件でその他の疾病全体の17.4%を占め、次いで「脳疾患」及び「呼吸器疾患」のそれぞれ4件(2.9%)などの順となっている。

表17 警察官の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負傷	自己の職務遂行中	2,073	2,097	2,034	2,545	2,626
	訓練中	2,739	2,647	2,297	2,427	2,306
	担当外の職務遂行中	1	-	5	7	4
	出張中又は赴任途上	492	362	544	405	379
	出退勤途上(公務上のもの)	49	40	47	42	45
	レクリエーション参加中	-	-	2	3	4
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	-	4	3	1
	職務遂行に伴う怨恨	5	3	3	4	-
	その他	25	16	87	56	73
	小計	5,385	5,165	5,023	5,492	5,438
負傷による疾病		49	40	34	49	54
その他の疾病	職業病	-	2	1	1	1
	脳疾患	-	1	5	2	4
	心疾患	-	-	1	1	3
	精神疾患	-	-	-	1	1
	呼吸器疾患	8	3	10	7	4
	肝臓疾患	1	3	1	-	-
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	1	2	2	-	1
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	8	8	18	8	24
	頸肩腕症候群	-	1	-	-	-
	皮膚病	-	-	3	6	3
	眼疾患	2	4	1	2	-
	耳疾患	1	-	2	4	3
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	41	57	56	72	94	
小計	62	81	100	104	138	
その他の死亡		-	-	29	4	-
合計		5,496	5,286	5,186	5,649	5,630

(6) 看護師 [統計表 第4表～第6表 参照]

平成25年度における「看護師」の公務災害認定件数は2,771件で全体の10.8%を占めている。千人率でみると20.82件で「清掃業務員」「医師・歯科医師」「調理員」「警察官」に次いで5番目に高い数値となっている。

年度別による看護師の公務災害認定状況を見ると、平成16年度から平成25年度までの10年間では、平成16年度が3,353件で同年度の公務災害全体の11.6%を占め、次いで平成17年度の3,227件(同11.4%)、平成18年度の2,920件(同10.4%)の順となっている。

同様に過去10年間の千人率でみると、平成16年度の22.41件で最も高く、次いで平成17年度の21.71件、平成20年度の20.53件などの順となっている。

対象職員数の減少に伴い、公務災害認定件数も減少しているが、千人率はほぼ横ばいの状態となっている。

図24 看護師の年度別認定状況

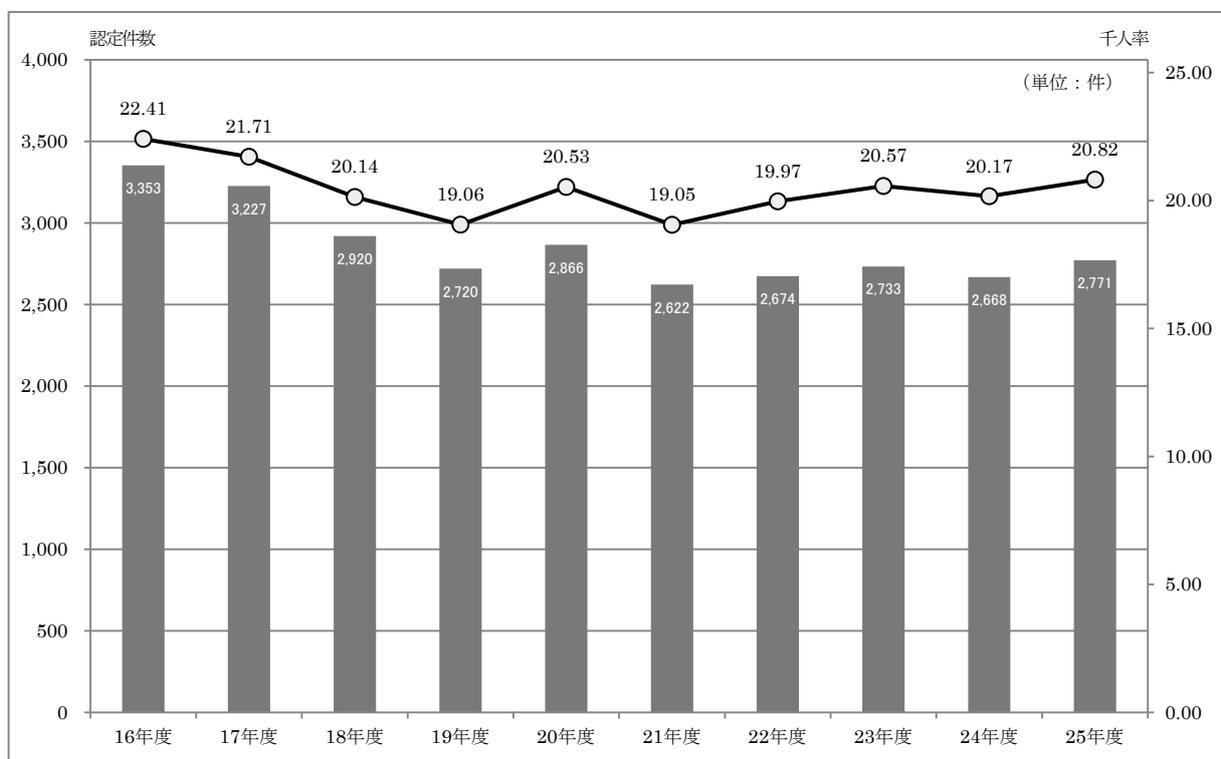


表18 看護師の公務災害認定件数等の推移

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認定件数	3,353	3,227	2,920	2,720	2,866	2,622	2,674	2,733	2,668	2,771
構成比	11.6%	11.4%	10.4%	9.9%	10.8%	10.4%	10.6%	10.6%	10.5%	10.8%
対象職員数	149,593	148,609	144,965	142,698	139,634	137,629	133,920	132,894	132,245	133,083
千人率	22.41	21.71	20.14	19.06	20.53	19.05	19.97	20.57	20.17	20.82

次に認定事由別でみると、平成25年度の「負傷」は2,432件で看護師の公務災害認定件数全体の87.8%を占め、「負傷による疾病」は48件(1.7%)、「その他の疾病」は291件(10.5%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が2,372件で負傷全体の97.5%を占め、

次いで「出退勤途上（公務上のもの）」の29件（1.2%）、「出張中又は赴任途上」の19件（0.8%）などの順となっている。「その他の疾病」では、「その他」を除くと「呼吸器疾患」が81件でその他の疾病全体の27.8%を占め、次いで「眼疾患」の35件（12.0%）、「肝臓疾患」の14件（4.8%）などの順となっている。

表19 看護師の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負傷	自己の職務遂行中	2,354	2,327	2,294	2,213	2,372
	訓練中	2	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	1	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	13	18	16	17	19
	出退勤途上（公務上のもの）	32	21	35	25	29
	レクリエーション参加中	2	4	1	1	3
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	1	3	2	1
	職務遂行に伴う怨恨	2	-	-	-	1
	その他	6	2	13	9	7
	小計	2,413	2,373	2,362	2,267	2,432
負傷による疾病		24	29	41	57	48
その他の疾病	職業病	6	6	8	19	7
	脳疾患	-	-	-	1	-
	心疾患	-	-	-	-	1
	精神疾患	1	-	1	1	4
	呼吸器疾患	44	39	57	114	81
	肝臓疾患	39	57	38	20	14
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	1	2	10	11	6
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	8	17	10	7	11
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	21	16	71	5	4
	眼疾患	13	33	21	30	35
	耳疾患	-	1	-	1	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	52	101	105	133	128	
小計	185	272	321	342	291	
その他の死亡		-	-	9	2	-
合計		2,622	2,674	2,733	2,668	2,771

4 統計表

〈統計表目次〉

第 1 表	公務災害及び公務上死亡災害発生状況の推移	32
第 2 表	年度別公務災害認定件数	33
第 3 表	認定事由別・職員区分別公務災害認定件数	34
第 4 表	傷病区分別・職種別公務災害認定件数	35
第 5 表	認定事由別・職種別公務災害認定件数	36
第 6 表	認定事由別・職種別公務災害発生割合（千人率）	37
第 7 表	職員区分別・団体種類別公務上死亡者数	38
第 8 表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	39
第 9 表	年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数	40
第 10 表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	41
第 11 表	交通事故による公務上死亡者数	42
第 12 表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	43

第1表 公務災害及び公務上死亡災害発生状況の推移

発生年度	公務災害 認定件数 (A)	一般常勤 職員数 (人) (4月1日現在) (B)	公務災害 千人率 (職員千人当たり・人) (A) / (B) ×1,000	公務上 死亡者数 (人) (C)	公務災害 死亡率 (10万人当たり・人) (C) / (B) ×100,000
昭和63年度	28,582	3,215,470	8.89	70	2.18
平成 元年	28,273	3,218,752	8.78	70	2.17
2年	27,804	3,228,318	8.61	78	2.42
3年	28,421	3,241,911	8.77	61	1.88
4年	27,869	3,254,291	8.56	70	2.15
5年	27,604	3,270,841	8.44	49	1.50
6年	27,128	3,282,492	8.26	70	2.13
7年	27,852	3,278,332	8.50	75	2.29
8年	27,734	3,274,481	8.47	58	1.77
9年	27,986	3,267,118	8.57	65	1.99
10年	28,223	3,249,494	8.69	61	1.88
11年	27,754	3,232,153	8.59	46	1.42
12年	28,287	3,204,292	8.83	43	1.34
13年	28,922	3,171,532	9.12	43	1.36
14年	28,501	3,144,323	9.06	45	1.43
15年	29,205	3,117,004	9.37	50	1.60
16年	28,849	3,083,597	9.36	50	1.62
17年	28,387	3,042,122	9.33	53	1.74
18年	28,195	3,001,475	9.39	53	1.77
19年	27,346	2,954,712	9.26	46	1.56
20年	26,525	2,902,843	9.14	46	1.58
21年	25,256	2,858,654	8.83	38	1.33
22年	25,186	2,818,455	8.94	32	1.14
23年	25,714	2,792,448	9.21	314	11.24
24年	25,507	2,774,250	9.19	51	1.84
25年	25,542	2,757,942	9.26	38	1.38

(注1) 公務上死亡者数(昭和63年度以降)は認定年度による死亡者数である。平成23年度以降は、東日本大震災に起因する公務上死亡者を含む。

(注2) 昭和63年度の公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害(死亡)発生状況調査結果の概要」(昭和53年3月)、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版による。

(注3) 一般常勤職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年度版による。(教育長を含む)

第2表 年度別公務災害認定件数

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
義務教育学校職員	4,029 14.0%	4,108 14.5%	4,129 14.6%	4,196 15.3%	4,182 15.8%	4,092 16.2%	4,317 17.1%	4,331 16.8%	4,227 16.6%	4,412 17.3%
義務教育学校職員 以外の教育職員	3,481 12.1%	3,292 11.6%	3,303 11.7%	3,323 12.2%	3,019 11.4%	3,053 12.1%	3,195 12.7%	3,235 12.6%	3,131 12.3%	2,967 11.6%
警察職員	5,740 19.9%	5,917 20.8%	6,294 22.3%	5,970 21.8%	5,590 21.1%	5,580 22.1%	5,385 21.4%	5,291 20.6%	5,749 22.5%	5,745 22.5%
消防職員	1,670 5.8%	1,622 5.7%	1,539 5.5%	1,588 5.8%	1,563 5.9%	1,399 5.5%	1,431 5.7%	1,433 5.6%	1,471 5.8%	1,393 5.5%
電気・ガス・水道事業 職員	523 1.8%	531 1.9%	472 1.7%	417 1.5%	381 1.4%	333 1.3%	372 1.5%	382 1.5%	353 1.4%	350 1.4%
運輸事業職員	260 0.9%	262 0.9%	243 0.9%	279 1.0%	220 0.8%	217 0.9%	174 0.7%	186 0.7%	197 0.8%	160 0.6%
清掃事業職員	2,473 8.6%	2,185 7.7%	2,243 8.0%	2,055 7.5%	1,810 6.8%	1,634 6.5%	1,565 6.2%	1,535 6.0%	1,409 5.5%	1,347 5.3%
船員	27 0.1%	34 0.1%	23 0.1%	16 0.1%	16 0.1%	18 0.1%	18 0.1%	14 0.1%	10 0.0%	14 0.1%
その他の職員	10,646 36.9%	10,436 36.8%	9,949 35.3%	9,502 34.7%	9,744 36.7%	8,930 35.4%	8,729 34.7%	9,307 36.2%	8,960 35.1%	9,154 35.8%
合計	28,849	28,387	28,195	27,346	26,525	25,256	25,186	25,714	25,507	25,542

※上段は公務災害認定件数、下段は当該年度の公務災害認定件数全体に占める割合である。

(注1) 通勤災害は含まない。

(注2) 認定年度による。

(注3) 公務災害認定件数には、公務上死亡災害を含む。

第3表 認定事由別・職員区分別公務災害認定件数

(人)

認定事由		職員区分											
		義務教育 学校職員	義務教育 学校職員 以外の 教育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道 事業 職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その他 の職員	合計	構成比	
負傷	自己の職務遂行中	3,846	2,553	2,723	837	211	115	1,130	12	7,128	18,555	72.6%	
	訓練中	3	3	2,308	173	1	-	-	-	11	2,499	9.8%	
	担当外の職務遂行中	-	1	4	13	-	-	-	-	2	20	0.1%	
	出張中又は赴任途上	357	233	389	93	82	1	17	2	942	2,116	8.3%	
	出退勤途上 (公務上のもの)	36	30	46	36	5	24	8	-	95	280	1.1%	
	レクリエーション参加中	32	12	5	10	12	-	7	-	158	236	0.9%	
	設備の不安全又は 管理上の不注意	3	1	2	1	-	1	-	-	8	16	0.1%	
	職務遂行に伴う怨恨	1	3	-	1	-	3	3	-	13	24	0.1%	
	その他	16	18	73	10	4	4	1	-	33	159	0.6%	
計	4,294	2,854	5,550	1,174	315	148	1,166	14	8,390	23,905	93.6%		
疾病	公務上の負傷による疾病	70	65	56	45	15	8	56	-	157	472	1.8%	
	職業病	1	1	1	6	1	-	1	-	9	20	0.1%	
	その他公務 起因性の明 らかな疾病	脳疾患	2	1	4	1	-	-	-	-	4	12	0.0%
		心疾患	-	-	3	1	-	-	-	-	3	7	0.0%
		精神疾患	3	-	1	-	-	-	-	-	11	15	0.1%
		呼吸器疾患	3	4	4	11	1	-	1	-	96	120	0.5%
		肝臓疾患	-	-	-	3	-	-	-	-	26	29	0.1%
		胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	1	2	3	1	-	-	-	9	16	0.1%
		食中毒	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	0.0%
		腰痛	24	9	24	17	1	1	8	-	34	118	0.5%
		頸肩腕症候群	-	-	-	1	2	-	-	-	4	7	0.0%
		皮膚病	2	5	3	2	7	1	30	-	40	90	0.4%
	眼疾患	5	8	-	7	2	-	40	-	88	150	0.6%	
	耳疾患	1	-	3	2	-	-	2	-	1	9	0.0%	
鼻疾患	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	0.0%		
その他	7	18	94	115	5	2	43	-	275	559	2.2%		
計	118	112	195	217	35	12	181	-	757	1,627	6.4%		
その他の死亡	-	1	-	2	-	-	-	-	7	10	0.0%		
合計	4,412	2,967	5,745	1,393	350	160	1,347	14	9,154	25,542	100.0%		

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第4表 傷病区分別・職種別公務災害認定件数

	医 師 ・ 歯科医師	看 護 師	保 健 師・ 助 産 師	そ の 他 の 医 術 者	保 育 士 ・ 児 童 自 立 支 援 員 ・ 寄 宿 舎 指 導 員 等	船 員	電 交 換 手	調 理 員	道 路 補 修 員	教 務 員	警 察 官	消 吏	防 員	清 業 掃 員	そ の 他 の 職 員	合 計	構 成 比
負 傷	703	2,432	138	309	644	17	1	775	26	6,249	5,438	1,180	1,104	4,889	23,905	93.6%	
負 傷 に よ る 疾 病	7	48	-	10	18	-	-	8	-	106	54	46	52	123	472	1.8%	
そ の 他 の 疾 病	74	291	8	41	15	-	-	13	2	68	138	175	114	216	1,155	4.5%	
そ の 他 の 死 亡	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	6	10	0.0%	
合 計	785	2,771	146	360	677	17	1	796	28	6,424	5,630	1,403	1,270	5,234	25,542	100.0%	
構 成 比	3.1%	10.8%	0.6%	1.4%	2.7%	0.1%	0.0%	3.1%	0.1%	25.2%	22.0%	5.5%	5.0%	20.5%	100.0%	-	
対 象 職 員 数	25,438	133,083	36,220	37,941	98,055	2,401	614	30,851	3,638	848,285	256,026	157,759	37,873	1,089,758	2,757,942	-	
千 人 率 (件)	30.86	20.82	4.03	9.49	6.90	7.08	1.63	25.80	7.70	7.57	21.99	8.89	33.53	4.80	9.26	-	

(注) 対象職員は、総務省「地方公共団体定員管理調査結果」の職種別職員数による。
ただし、清掃業務員については小部門別職員数による。

第5表 認定事由別・職種別公務災害認定件数

		医 師 ・ 歯科医師	看 護 師	保 健 師・ 助 産 師	そ の 他 の 医 術 者	保 育 士・ 児 童 自 立 支 援 員 ・ 寄 宿 舎 指 導 員 等	船 員	電 話 手 交 換 員	調 理 員	道 路 修 補 員	教 務 員	警 察 官	消 史 防 員	清 業 務 員	掃 除 員	そ の 他 の 職 員	合 計	構 成 比
負 傷	自 己 の 職 務 遂 行 中	685	2,372	92	293	602	15	1	760	23	5,569	2,626	841	1,072	3,604	18,555	72.6%	
	訓 練 中	-	-	-	1	-	-	-	-	-	6	2,306	174	-	12	2,499	9.8%	
	担 当 外 の 職 務 遂 行 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	13	-	2	20	0.1%	
	出 張 中 又 は 赴 任 途 上	8	19	39	10	25	2	-	8	2	543	379	95	15	971	2,116	8.3%	
	出 退 勤 途 上 (公 務 上 の も の)	4	29	4	3	9	-	-	5	1	53	45	36	6	85	280	1.1%	
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 参 加 中	-	3	2	2	5	-	-	1	-	39	4	10	7	163	236	0.9%	
	設 備 の 不 安 全 又 は 管 理 上 の 不 注 意	-	1	-	-	3	-	-	-	-	4	1	1	-	6	16	0.1%	
	職 務 遂 行 に 伴 う 怨 恨	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	16	24	0.1%	
	そ の 他	5	7	-	-	-	-	-	1	-	33	73	9	1	30	159	0.6%	
計	703	2,432	138	309	644	17	1	775	26	6,249	5,438	1,180	1,104	4,889	23,905	93.6%		
負 傷 に よ る 疾 病		7	48	-	10	18	-	-	8	-	106	54	46	52	123	472	1.8%	
職 業 病		1	7	-	-	-	-	-	-	-	1	1	6	1	3	20	0.1%	
そ の 他 の 疾 病	脳 疾 患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	1	-	5	12	0.0%	
	心 疾 患	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	3	1	-	1	7	0.0%	
	精 神 疾 患	-	4	2	-	2	-	-	-	-	3	1	-	-	3	15	0.1%	
	呼 吸 器 疾 患	6	81	2	8	1	-	-	-	-	3	4	11	1	3	120	0.5%	
	肝 臓 疾 患	11	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	29	0.1%	
	胸 腹 部 臓 器 疾 患 (肝 臓 疾 患 除 く)	2	6	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	-	3	16	0.1%	
	食 中 毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	0.0%	
	腰 痛	-	11	-	2	5	-	-	1	-	31	24	18	8	18	118	0.5%	
	頭 肩 腕 症 候 群	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	5	7	0.0%	
	皮 膚 病	-	4	-	4	-	-	-	-	-	5	3	2	29	43	90	0.4%	
眼 疾 患	3	35	1	9	2	-	-	3	-	9	-	7	35	46	150	0.6%		
耳 疾 患	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	2	-	9	0.0%		
鼻 疾 患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	0.0%		
そ の 他	50	128	2	18	5	-	-	9	1	12	94	117	38	85	559	2.2%		
計	73	284	8	41	15	-	-	13	2	67	137	169	113	213	1,135	4.4%		
そ の 他 の 死 亡		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	6	10	0.0%	
合 計		785	2,771	146	360	677	17	1	796	28	6,424	5,630	1,403	1,270	5,234	25,542	100.0%	
構 成 比		3.1%	10.8%	0.6%	1.4%	2.7%	0.1%	0.0%	3.1%	0.1%	25.2%	22.0%	5.5%	5.0%	20.5%	100.0%		

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第6表 認定事由別・職種別公務災害発生割合（千人率）

		医 師 ・ 歯科医師	看 護 師	保 健 師・ 助 産 師	そ の 他 の 医 術 者	保 育 士・ 児 童 自 立 支 援 員 ・ 寄 宿 舎 指 導 員 等	船 員	電 交 換 手	調 理 員	道 補 修 員	路 員	教 務 員	警 察 官	消 史	防 員	清 業	掃 員	そ の 他 員	合 計	構 成 比
負 傷	自 己 の 職 務 遂 行 中	26.9	17.8	2.5	7.7	6.1	6.2	1.6	24.6	6.3	6.6	10.3	5.3	28.3	3.3	153.8	80.5%			
	訓 練 中	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	0.0	9.0	1.1	-	0.0	10.2	5.3%			
	担 当 外 の 職 務 遂 行 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.1	-	0.0	0.1	0.1%			
	出 張 中 又 は 赴 任 途 上	0.3	0.1	1.1	0.3	0.3	0.8	-	0.3	0.5	0.6	1.5	0.6	0.4	0.9	7.7	4.0%			
	出 退 勤 途 上 (公 務 上 の も の)	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	-	-	0.2	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	1.8	0.9%			
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 参 加 中	-	0.0	0.1	0.1	0.1	-	-	0.0	-	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.7	0.4%			
	設 備 の 不 安 全 又 は 管 理 上 の 不 注 意	-	0.0	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.1	0.0%			
	職 務 遂 行 に 伴 う 怨 恨	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1%			
	そ の 他	0.2	0.1	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.7	0.4%			
計	27.6	18.3	3.8	8.1	6.6	7.1	1.6	25.1	7.1	7.4	21.2	7.5	29.2	4.5	175.1	91.6%				
負 傷 に よ る 疾 病	0.3	0.4	-	0.3	0.2	-	-	0.3	-	0.1	0.2	0.3	1.4	0.1	3.5	1.8%				
そ の 他 の 疾 病	職 業 病	0.0	0.1	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1%			
	脳 疾 患	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0%			
	心 疾 患	-	0.0	-	-	-	-	-	-	0.3	-	0.0	0.0	-	0.0	0.3	0.2%			
	精 神 疾 患	-	0.0	0.1	-	0.0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	0.0	0.1	0.1%			
	呼 吸 器 疾 患	0.2	0.6	0.1	0.2	0.0	-	-	-	-	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	1.2	0.6%			
	肝 臓 疾 患	0.4	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	0.6	0.3%			
	胸 腹 部 臓 器 疾 患 (肝 臓 疾 患 除 く)	0.1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.2	0.1%			
	食 中 毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	0.0	0.0%			
	腰 痛	-	0.1	-	0.1	0.1	-	-	0.0	-	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.7	0.4%			
	頭 肩 腕 症 候 群	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0%			
皮 膚 病	-	0.0	-	0.1	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	1.0	0.5%				
眼 疾 患	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	-	-	0.1	-	0.0	-	0.0	0.9	0.0	1.8	0.9%				
耳 疾 患	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.1	-	0.1	0.1%				
鼻 疾 患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	0.0	0.0%				
そ の 他	2.0	1.0	0.1	0.5	0.1	-	-	0.3	0.3	0.0	0.4	0.7	1.0	0.1	6.3	3.3%				
計	2.9	2.2	0.2	1.1	0.2	-	-	0.4	0.5	0.1	0.5	1.1	3.0	0.2	12.5	6.5%				
そ の 他 の 死 亡	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	-	0.0	0.1	0.0%				
合 計	30.9	20.8	4.0	9.5	6.9	7.1	1.6	25.8	7.7	7.6	22.0	8.9	33.5	4.8	191.1	100.0%				
対 象 職 員 数	25,438	133,083	36,220	37,941	98,055	2,401	614	30,851	3,638	848,285	256,026	157,759	37,873	1,089,758	2,757,942					

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第7表 職員区分別・団体種類別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体種類						合計
	都道府県	指定都市	市・特別区	町	村	一部事務組合等	
義務教育学校職員	6	-	-	-	-	-	6
義務教育学校職員以外の教育職員	1	-	1	-	-	-	2
警察職員	5	-	-	-	-	-	5
消防職員	-	3	-	1	2	-	6
電気・ガス・水道事業職員	-	1	3	-	-	1	5
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	-
船	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	2	-	8	4	-	-	14
合計	14	4	12	5	3	-	38
構成比 (%)	36.8%	10.5%	31.6%	13.2%	7.9%	-	100.0%

第8表 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

認定事由		職員区分		警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比	
		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員										
負傷	自己の職務遂行中	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	5.3%	
	訓練中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	出張中又は赴任途上	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	5.3%	
	出退勤途上 (公務上のもの)	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	5.3%	
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	設備の不安全又は 管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
計		1	-	2	1	-	-	-	-	2	6	15.8%	
疾病	公務上の負傷による疾病		1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	5.3%
	職業病		1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	5.3%
	その他公務 起因性の明 らかな疾病	脳疾患	1	1	1	1	-	-	-	-	-	4	10.5%
		心疾患	-	-	2	1	-	-	-	-	2	5	13.2%
		精神疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.6%
		呼吸器疾患	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	5.3%
		肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	5.3%
		食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%		
鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%		
その他	-	-	-	-	2	-	-	-	2	4	10.5%		
計		5	1	3	3	5	-	-	-	5	22	57.9%	
その他の死亡		-	1	-	2	-	-	-	-	7	10	26.3%	
合計		6	2	5	6	5	-	-	-	14	38	100.0%	

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第9表 年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

	義務 教育 学校 職員	義務 教育 学校 職員 以外 の 教育 職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道 事業 職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その他 の職員	合計
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	1	-	1	1	-	-	-	-	1	4
30～39歳	-	-	2	2	-	-	-	-	5	9
40～49歳	1	2	1	1	1	-	-	-	1	7
50～59歳	2	-	1	1	1	-	-	-	7	12
60歳以上	2	-	-	1	3	-	-	-	-	6
合計	6	2	5	6	5	-	-	-	14	38

第10表 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 事故の型	義務 教育 学校 職員	義務 教育 学校 職員 以外 の 教育 職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道 事業 職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その他 の職員	合計	構成比
墜落・転落	1	-	-	-	-	-	-	-	4	5	13.2%
転倒	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	5.3%
激突	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
おぼれ	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	5.3%
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
有害物等との接触	2	-	-	1	3	-	-	-	-	6	15.8%
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
交通事故	1	-	1	1	-	-	-	-	2	5	13.2%
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	5.3%
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
その他	1	2	3	3	2	-	-	-	5	16	42.1%
合計	6	2	5	6	5	-	-	-	14	38	100.0%

第11表 交通事故による公務上死亡者数

	一般常勤職員数 (人) (4月1日現在) (A)	交通事故による 公務上死亡者数 (人・構成比) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000
発生年度			
昭和 52	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
53	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
54	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
55	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
56	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
57	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
58	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
59	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
60	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
61	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
62	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
63	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
平成元年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
10	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
11	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
12	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
13	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
14	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
15	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
16	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
17	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
18	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
19	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
20	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
21	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
22	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
23	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
24	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
25	2,757,942	5 (13.2%)	0.18

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死亡者数、昭和63年度からは認定年度による死亡者数である。

(注2) 昭和52年度から平成22年度までの公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害(死亡)発生状況調査結果の概要」(昭和53年3月)、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版による。

(注3) 一般常勤職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年度版による(教育長も含む)。

(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死亡者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注5) 「交通事故による公務上死亡者数」欄の()書は、全公務上死亡者数に占める交通事故による死亡者数の構成比率である。

(注6) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第12表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務遂行中	訓練研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	-	-	1	-	1
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-
警察職員		1	-	-	-	-	-	1
消防職員		-	-	-	-	-	1	1
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		2	-	-	-	-	-	2
合計		3	-	-	-	1	1	5

5 分類項目区分

(1) 職員区分別

分類項目	説明等
義務教育学校職員	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条により都道府県がその給与を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	次の①から④までに掲げる職員（船員を除く）をいう。 ①教育委員会事務局の職員（教育長及び小学校・中学校の事務員、給食センター職員など市町村教育委員会所属職種を含む） ②教育委員会の所管する高等学校その他の公立学校の教職員 ③教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関の職員 ④公立大学（短期大学を含む）の教職員
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員をいう。 なお、水道事業には、簡易水道事業を含むものである。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	前各号に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

(2) 職種別

分類項目	説明等
医師・歯科医師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
看護師	看護師のほか、准看護師をいう。大学附属病院、警察病院、消防署等に勤務する者を含む。
保健師・助産師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
その他の医療技術者	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の資格を有するもの又は診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師以外の病理細菌技術職員、理学療法士以外の理学療法技術職員、作業療法士以外の作業療法技術職員、視能訓練士以外の視能技術職員もしくはあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師で、現にそれぞれの業務に従事している者をいう。 なお、看護補助員は「その他職種」として取り扱う。
保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等	次の①から③までに掲げる職員をいう。 ①保育士の資格を有するもので、現に保育所・社会福祉施設等に勤務する者。 ②児童自立支援専門員・児童生活支援員の資格を有するもので、現に児童自立支援施設・児童家庭支援センターに勤務する者。 ③現に社会福祉施設及び特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員等。
船員	船員法第1条に規定する船員のほか、同条第2項各号に規定する船舶に乗り込む船員をいう。
電話交換手	公立学校、警察等に勤務する者を含む。
調理員	学校調理員のほか、社会福祉施設、病院等の調理員をいう。
道路補修員	有料道路の補修員を含む。

分類項目	説明等
教 育 公 務 員	教育公務特例法第2条に規定する者をいう。具体的には、公立学校の学長・校長（園長を含む）、教員（教授・准教授・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・講師）、部局長（大学の副学長・学部長等）、教育委員会の教育長、専門的教育職員（指導主事及び社会教育主事）であり、派遣社会教育主事及び社会教育主事補も含まれる。 なお、学校事務職員は「その他の職種」として取り扱う。
警 察 官	警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち警察官である常勤の職員をいう。 なお、道路交通法第114条の4の交通巡視員は「その他の職種」として取り扱う。
消 防 吏 員	常勤の消防団員を含む
清 掃 業 務 員	廃棄物処理及び清掃に関する法律第2条第2項の一般廃棄物（ゴミ、し尿）の収集・運搬・処理に関するものに従事する職員（清掃事業の現場の職員に限る）をいう。 従って、処理施設のオペレーターはこれに該当するが、会計事務・計量事務を本務とする職員及び庁舎内等の清掃職員は、これに該当しないものである。 即ち、総務省「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」に係る大部門「衛生」、中部門「清掃」、小部門「ごみ収集」・「ごみ処理」・「し尿収集」及び「し尿処理」に該当する者である。
そ の 他 の 職 種	前記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

(3) 事故の型別

分類項目	説明等
墜 落 ・ 転 落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合も含む。車両系機械等とともに転落した場合も含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転 倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激 突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって停止物又は動いている物にあたった場合をいい、機械の部分、ドア、バックネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛 来 ・ 落 下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器などの破裂によるものは破裂に分類する。
崩 壊 ・ 倒 壊	堆積した物（灰等を含む）足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった看板などが倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。
激 突 さ れ	飛来、落下、崩壊、倒壊、を除く、物が主体となって人にあたった場合をいう。構内などにおいて自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等があたった場合を含む。交通事故は除く。
は さま れ ・ 巻 き 込 ま れ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられ等をいう。構内などにおいて自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含み、その他の交通事故は除く。
切 れ ・ こ す れ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏 み 抜 き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、ストレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
お ぼ れ	水中は墜落しておぼれた場合を含む。

分類項目	説明等
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下に曝露された場合を含む。 【高温の場合】火災、アーク、溶接状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱症等高温環境下に曝露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下に曝露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下に曝露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない。 (これらに感染・死亡した場合は「その他」に分類する)
感電	帯電体にふれ又は放電により、人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

(4) 起因物別

大分類	中分類	説明等
動力機械	建設用等機械	①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。 ②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシエル、ドラグライン等をいう。 ③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。 ④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。
	動力クレーン等	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベータ、リフト、揚貨装置（船舶）、ゴンドラ、機械集材装置、運材索道、ホイスト、モータブロック、ウィンチ、ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリーコンベア等をいう。

大分類	中分類	説明等
動力機械	その他の動力機械	<p>①原動機 電動機、発電器、蒸気機関、蒸気タービン、内熱機関、水車等をいう。</p> <p>②動力伝導機構 回転軸、ベルト、プーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。</p> <p>③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。</p> <p>④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鍛圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサ、スリッタ、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。</p>
交通手段	乗用車	
	バス	
	鉄道車両	
	バイク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
	自転車	
	トラック等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。
注射針等	その他の交通手段	航空機、船舶を含む。
装置等	装置、設備	<p>①圧力容器 ボイラー、加熱器、蒸着器、スチームアキュムレータ、圧縮空気タンク、酸素ポンプ、熔解アセチレン容器等をいう。</p> <p>②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。</p> <p>③熔接装置 ガス熔接装置、アーク熔接装置、その他の熔接装置をいう。</p> <p>④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。</p> <p>⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。</p> <p>⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストーブ等の什器</p>
	人力機械工具等	<p>①人カクレーン等</p> <p>②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。</p> <p>③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。</p> <p>④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。</p>

大分類	中分類	説明等
装置等	人力機械工具等	⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。 ⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。 ⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。
仮設物、建築物、構築物等	仮設物、建築物、構築物等	①足場 ②支保工 ③階段、栈橋 ④開口部 主として作業面としての分類である。 ⑤屋根、はり、もや、けた、合掌 ⑥作業床、歩み板 ⑦通路 主として作業面としての分類である。 ⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む）、建造中の船舶等をいう。 ⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ピット、溝等をいう。
物質等	危険物・有害物等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材 料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿のもの コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
環境等	地 山 ・ 岩 石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立 木 等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高温・低温環境等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動物	犬噛み等
	風 雪	雪上での滑り事故等
その他	上記に分類されない植物等をいう。	
人間		
その他	その他の起 因 物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起 因 物 な し	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課

〒102-0083 東京都千代田区麴町三丁目2番地
垣見麴町ビル3階

TEL 03-3230-2021

FAX 03-3230-2266

URL <http://www.jalsha.or.jp>

一般財団法人 全国市町村振興協会助成事業